

令和3年度

# 調布市清掃業務報告（案）

環境部ごみ対策課

# 目 次

<b>1 市の概要</b>	
(1) 位置・面積.....	1
(2) 人口・世帯.....	1
<b>2 施設</b>	
(1) ごみ対策課施設	
ア 調布市クリーンセンター.....	2
イ 調布市利再来留館 <small>りさいくる</small> .....	3
ウ 市役所ごみ対策課窓口.....	4
(2) 特別地方公共団体	
ア ふじみ衛生組合.....	4
イ 東京たま広域資源循環組合.....	5
<b>3 組織・機構・所掌事務</b>	
(1) 組織・所掌事務.....	6
(2) 職員の配置.....	7
<b>4 保有車両一覧</b> .....	8
<b>5 調布市一般廃棄物処理基本計画</b> .....	9
<b>6 令和3年度 調布市一般廃棄物処理実施計画</b> .....	11
<b>7 ごみ処理事業</b>	
(1) 収集作業形態.....	19
(2) ごみ収集運搬の現況.....	19
(3) 令和2年度 ごみ処理システム・実績 フロー図.....	20
(4) ごみ量	
ア 令和2年度収集量状況.....	21
イ 収集量の推移.....	22
ウ 資源化率の推移.....	23
エ 市民1人1日当たりの排出量の推移.....	25

(5) 有害ごみの処理状況.....	26
(6) 粗大ごみの処理状況・受付件数.....	26
(7) 動物死体の処理状況.....	26
(8) し尿等の処理状況.....	27
(9) 一般廃棄物収集運搬業務における車両火災・事故等の発生状況.....	27

## 8 ごみ減量・リサイクルの取組

(1) 啓発活動	
ア 市報・広報誌等による啓発.....	28
イ 地域懇談会・説明会及び施設見学会の実施.....	30
ウ ごみ減量キャンペーン.....	30
エ 三多摩は一つなり交流事業.....	30
(2) 資源物地域集団回収事業.....	30
(3) ごみ減量装置等補助金交付状況.....	32
(4) 粗大ごみ再利用事業.....	32
(5) ごみ減量・リサイクル協力店認定制度.....	33
(6) 調布エコ・オフィス認定制度.....	35
(7) せん定枝資源化支援事業.....	37
(8) 事業所資源回収支援事業.....	37
(9) 家電製品の資源化事業.....	38
(10) 使用済小型家電製品の拠点回収（試行）.....	40
(11) 羽毛布団リサイクル事業.....	41
(12) 使用済みインクカートリッジ回収事業.....	41
(13) 家庭系一般廃棄物指定収集袋（LLサイズ）のばら売り.....	41
(14) 組成分析調査.....	41
(15) 粗大ごみ臨時販売.....	42
(16) 使い捨てコンタクトレンズ空ケースの拠点回収.....	42
(17) 小型充電式電池の拠点回収.....	42

## 9 適正排出への取組

- (1) 適正排出の指導・管理
  - ア 不法投棄処理及びごみ排出指導の状況 ..... 43
  - イ 不法投棄対策事業 ..... 43
  - ウ ごみ置場の移動数及び集合住宅ごみ置場申請数 ..... 43
  - エ 開発事業指導要綱に関するごみ置場協議件数 ..... 43
- (2) ふれあい収集 ..... 44
- (3) 資源物の持去り対策 ..... 44

## 10 廃棄物減量及び再利用促進審議会

- (1) 概要 ..... 45
- (2) 委員構成等 ..... 45
- (3) 開催内容 ..... 45

## 11 調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会

- (1) 概要 ..... 46
- (2) 委員構成等 ..... 46
- (3) 策定委員会開催 ..... 46
- (4) 策定状況 ..... 46

## 12 廃棄物減量及び再利用促進員

- (1) 概要 ..... 47
- (2) 定数等 ..... 47
- (3) 主な活動実績 ..... 47

## 13 許可業者等一覧表

- (1) 一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者 ..... 48
- (2) 資源物地域集団回収業者登録一覧表 ..... 49

# 1 市の概要

## (1) 位置・面積

東京都を地域別に分けると、陸地部と島しょ部に分けることができ、陸地部の東部3分の1が特別区、中央の約3分の1が多摩地域の台地、西部の3分の1が山間部、そして南部が大島をはじめ伊豆7島と小笠原の島しょとなっており、特別区と多摩は23区・26市・3町・1村。島しょ部は2町・7村である。

本市は、東京都のほぼ中央部、多摩地区の南東部に位置し、都心部へ約20kmの距離にある。市の東は世田谷区、狛江市、北は三鷹市・小金井市、西は府中市、南は多摩川をはさんで稲城市、神奈川県川崎市に接している。

市の中心（市役所の位置）は、北緯35度39分02秒、東経139度32分27秒、の位置にあり、市の広がり、東西7.0km、南北5.7kmで、面積は21.58km<sup>2</sup>で東京都の約1パーセントにあたる。

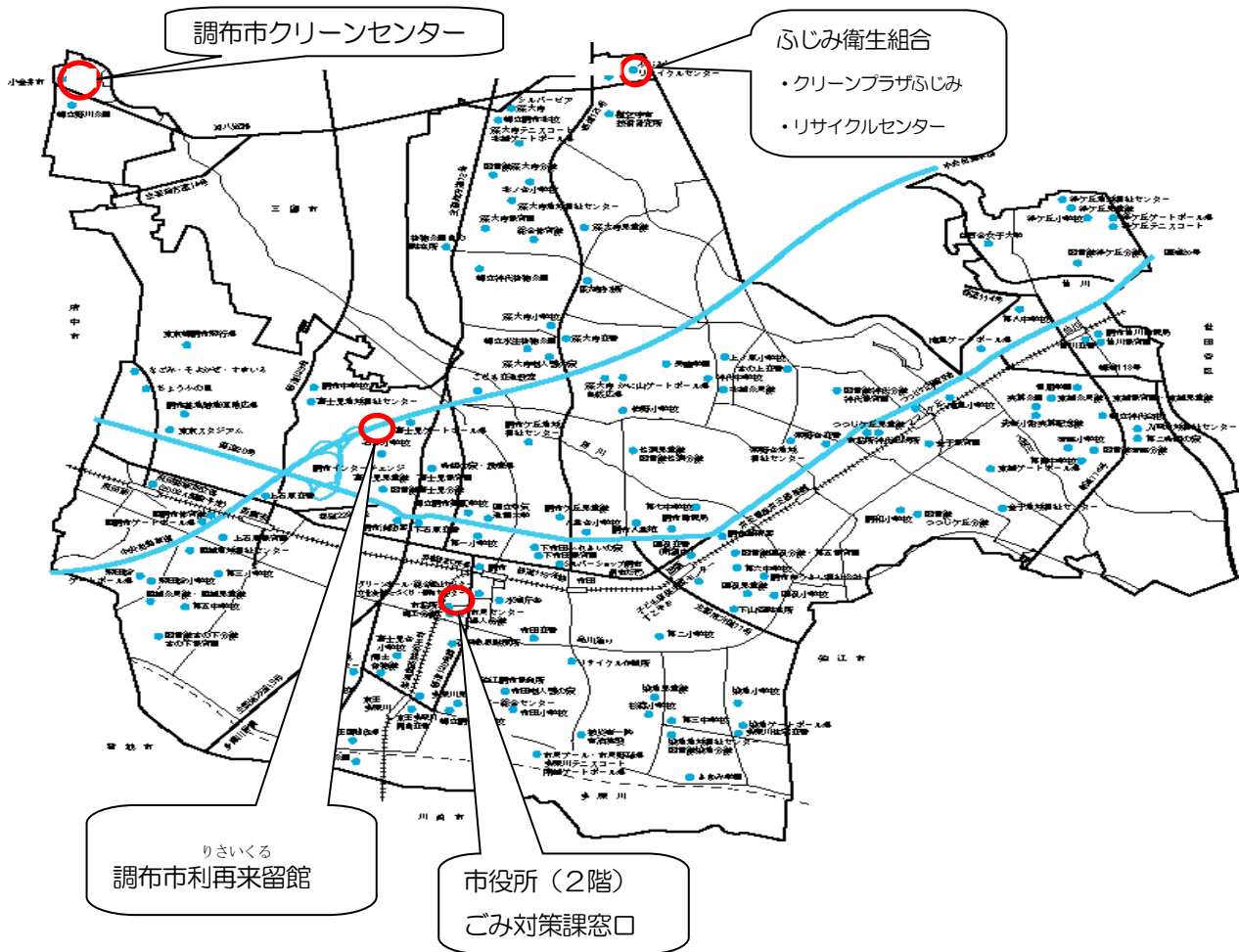
市の中央部には、東西に走る京王線および国道20号（甲州街道）、中央自動車道があり、これを中心として市街地を形成している。



## (2) 人口・世帯（令和4年3月1日現在）

区分 \ 分類		日本人	外国人	総数	対前年同月比
世帯数		119,463	2,279	121,742	470
人口	男	113,560	2,163	115,723	56
	女	119,923	2,242	122,165	243
	計	233,483	4,405	237,888	299

## 2 施設 (令和4年3月31日現在)

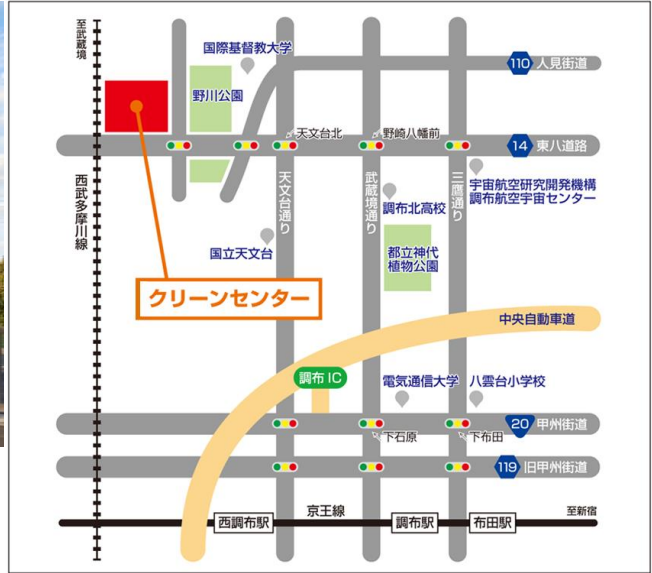


### (1) ごみ対策課施設

#### ア 調布市クリーンセンター

(施設概要)

所在地	東京都調布市野水2丁目1番地1ほか
竣工年月日	平成30年12月17日
敷地面積	5,914.40㎡
管理棟	1,344.80㎡ (延床面積) 鉄骨造2階建 (1F) 展示・学習室, 受付事務室, 粗大ごみ処理室など (2F) ごみ対策課 事務室, 食堂, 休憩室, 更衣室, シャワー室, 洗濯室など
作業棟	2,906.18㎡ (延床面積) 鉄骨造2階建 作業場 (古紙・古布・ビン・缶), し尿投入口など
操業日	月曜日から土曜日まで (年末年始を除く) ※ごみ対策課: 月曜日から金曜日まで (祝日, 年末年始を除く。)
操業時間	午前8時30分から午後5時まで。ただし, 粗大ごみの持込みは, 午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで ※ごみ対策課: 午前8時30分から午後5時15分まで



りさいくるかん  
イ 調布市利再来留館

再利用（リユース）を目的として、市内各戸から収集した粗大ごみの中から再生可能な家具などを抽出、修理・加工し、展示、売却している。

(施設概要)

所在地	東京都調布市富士見町3丁目2番地1
竣工年月日	平成21年12月21日
敷地面積	520.22㎡
建物	174.96㎡（延床面積） 軽量鉄骨造1階建
1階	事務室、展示・売場、便所
開館時間	月曜日～土曜日午前9時～午後5時（年末年始を除く）

※ 令和2年4月7日から令和3年11月1日まで休館



## ウ 市役所ごみ対策課窓口（市役所 2 階）

ごみ対策課の事務所が市役所本庁舎内不在ことから窓口を設けている。減免の申請や資源物地域集団回収事業の申請など市民の手続きに関する業務を行っている。

(施設概要)

所在地	東京都調布市小島町 2 丁目 3 5 番地 1
-----	-------------------------

## (2) 特別地方公共団体

### ア ふじみ衛生組合

昭和 3 5 年 1 月 1 9 日、調布市及び三鷹市で「し尿処理場の建設及び維持管理に関する事務」を共同処理する一部事務組合として設立し、現在では共同処理の内容を、し尿処理から可燃ごみ及び不燃ごみの処理に転換している。

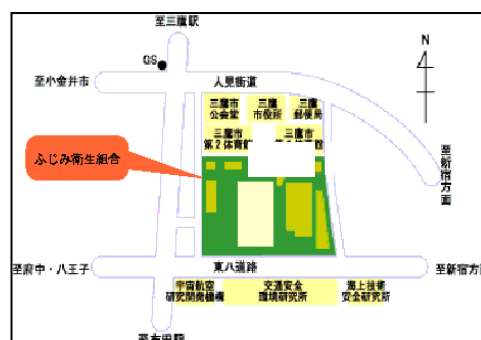
燃やせるごみは「クリーンプラザふじみ」で、燃やせないごみは「リサイクルセンター」で、それぞれ受け入れ処理を行っている。

#### (ア) 可燃ごみ処理施設（クリーンプラザふじみ）

クリーンプラザふじみは、最新の技術を導入し、調布市及び三鷹市の燃やせるごみを安全・安心かつ安定的に処理することはもちろんのこと、国の基準よりも厳しい排ガスの自主規制値を設定するとともに、ごみの焼却に伴って発生する熱エネルギーを活用して高効率発電を行い、施設の内外で有効利用を図るなど、周辺環境や地球環境に配慮した施設である。

(施設概要)

名 称	クリーンプラザふじみ
所 在 地	東京都調布市深大寺東町 7 丁目 5 0 番地 3 0
建 築 面 積	5, 2 0 5 m <sup>2</sup>
竣 工	平成 2 5 年 3 月
処 理 能 力	2 8 8 t/日 (1 4 4 t/日 × 2 炉)
発 電 能 力	9, 7 0 0 kW



#### (イ) 不燃物処理資源化施設（リサイクルセンター）

リサイクルセンターは、ふじみ衛生組合に設置された調布市及び三鷹市共同による不燃物処理資源化施設である。



(施設概要)

名 称	リサイクルセンター 不燃物処理資源化施設
所 在 地	東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30
竣工・建築面積	平成6年12月 中央棟 3,043㎡ 平成22年6月 東棟 974㎡, 北棟 731㎡
処 理 能 力	不燃ごみ系: 71 t / 5 h 小型破碎機: 3.0 t / 5 h ペットボトル: 7.5 t / 5 h びん・缶: 2.4 t / 5 h

## イ 東京たま広域資源循環組合

東京たま広域資源循環組合は、多摩地域25市1町、約400万人の一般廃棄物最終処分場を管理・運営するため、昭和55年11月1日に設立された特別地方公共団体である。現在は、二ツ塚処分場(エコセメント化施設含む)と埋立てが終了した谷戸沢処分場の管理・運営を行っている。

### (7) 最終処分場

二ツ塚処分場はモニタリングシステムなどの設備を駆使し、徹底した安全管理を行っている管理型の最終処分場である。

(施設概要)

名 称	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
所 在 地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
面 積	用地面積約59.1ha 開発面積約33.3ha(埋立地18.4ha, 管理施設等14.9ha) 残存緑地面積約25.8ha
埋 立 容 量	全体埋立容量約370万m <sup>3</sup> (廃棄物埋立容量約250万m <sup>3</sup> , 覆土容量約120万m <sup>3</sup> )

### (イ) エコセメント化施設

多摩地域25市1町で発生した焼却灰をセメントとしてリサイクルするための施設である。

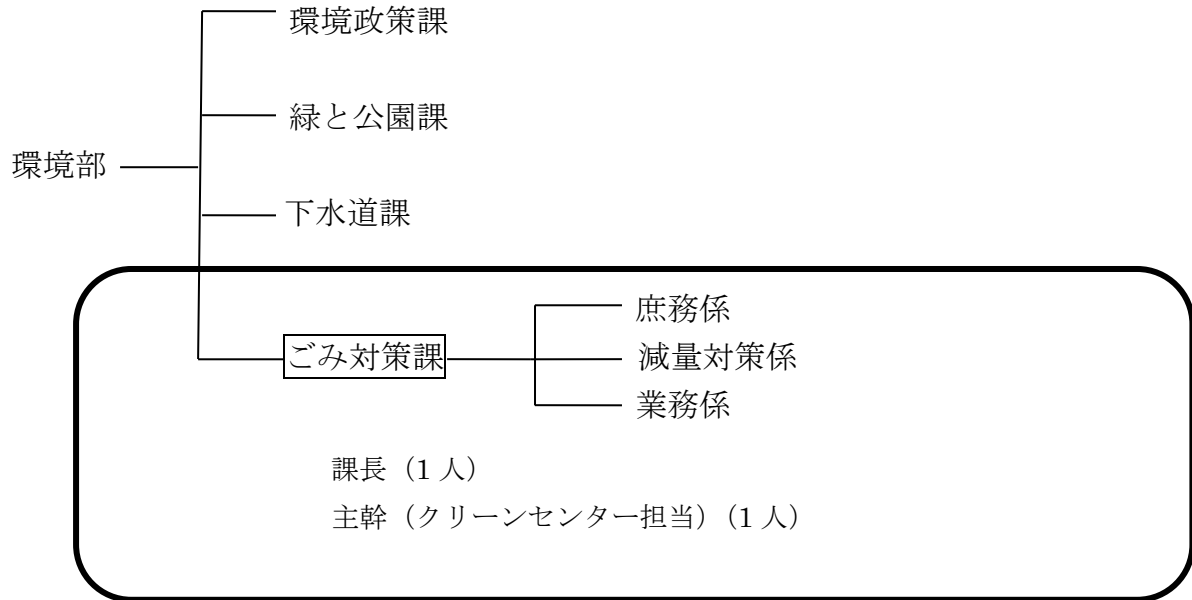
(施設概要)

名 称	東京たまエコセメント化施設
所 在 地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地(二ツ塚処分場内)
面 積	施設用地面積: 約4.6ha(二ツ塚処分場全体面積 約59.1ha)
竣 工	平成18年6月(7月より本格稼働)
施 設 規 模	焼却灰等の処理量 平均300(t/日) エコセメント生産量 平均430(t/日)

※エコセメントとは、各家庭から排出された可燃ごみの焼却時に出る灰を主原料として作られるセメントのこと

### 3 組織・機構・所掌事務 (令和4年3月31日現在)

#### (1) 組織・所掌事務



- 庶務係  
事務職 4 人
- 1 課内の予算，決算及び経理に関すること。
  - 2 一部事務組合との連絡及び調整に関すること。
  - 3 全国都市清掃会議，清掃協議会等に関すること。
  - 4 一般廃棄物処理・処分施設との地域交流事業に関すること。
  - 5 課内の庶務に関すること。

- 減量対策係  
事務職 5 人
- 1 ごみ減量及び再利用の促進等に係る普及啓発に関すること。
  - 2 指定収集袋及び特定廃棄物処理券による一般廃棄物処理手数料に関すること（他の係に属するものを除く。）。
  - 3 促進員に関すること。
  - 4 地域集団回収事業に関すること。
  - 5 各種助成等補助金の交付に関すること。
  - 6 一般廃棄物処理基本計画の策定及び改訂に関すること。
  - 7 廃棄物減量及び再利用促進審議会に関すること。
  - 8 一般廃棄物の処理の調査，統計，計画等に関すること。
  - 9 ごみ減量及びリサイクル推進本部に関すること。

## 業務係

事務職 7 人  
(再任用 1 人含む),  
現業職 8 人  
(再任用 1 人含む)

- 1 一般廃棄物（動物の死体及びし尿を含む。）及び資源物の収集、運搬及び処分に関すること。
- 2 ごみ処理の苦情、相談等に関すること。
- 3 一般廃棄物の分別排出の徹底及び啓発指導に関すること。
- 4 資源物の持去り対策及び不法投棄対策（パトロールを含む。）に関すること。
- 5 クリーンセンターの管理・運営に関すること。
- 6 安全運転管理（事故処理を含む。）及び車両の整備に関すること。
- 7 粗大ごみの再利用及び利再来留館の管理・運営に関すること。
- 8 大規模建築物等の建設時における一般廃棄物保管場所の設置等に係る事前協議に関すること。
- 9 事業所等の指導及び立入調査に関すること。
- 10 ふれあい収集に関すること。
- 11 せん定枝の資源化に関すること。
- 12 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関すること。
- 13 粗大ごみ、動物の死体及びし尿に係る手数料に関すること。
- 14 一般廃棄物処理業許可等手数料及び浄化槽清掃業許可等手数料に関すること。
- 15 資源物（再生品に限る。）の売払代金に関すること。

## (2) 職員の配置

所属	役職等	課長	主幹	係長	主査	主任	主事	合計
課	事務	1	1					2
庶務係	事務			1	1	1	1	4
減量対策係	事務			1		3	1	5
業務係	事務			1		4	2	7
	現業					8		8
合計	事務	1	1	3	1	8	4	18
	現業					8		8
	合計	1	1	3	1	16	4	26

※再任用を含む。

## 4 保有車両一覧（リース契約車両含む）

（令和4年3月31日現在）

	車両番号	用途	メーカー	登録番号	登録年月	燃料	備考
1	A-3	塵芥車	いすゞ自動車	多摩800せ7527	H26.2	軽油	プレスパッカー
2	A-5	塵芥車	いすゞ自動車	多摩800そ180	H29.2	軽油	プレスパッカー リース車両
3	D-1	ダンプ	いすゞ自動車	多摩100せ6000	R3.2	軽油	リース車両
4	D-2	ダンプ	三菱自動車工業	多摩400つ805	H18.7	軽油	
5	D-11	ダンプ	いすゞ自動車	多摩400に6524	H29.2	軽油	リース車両
6	T-1	キャブオーバ	日産自動車	多摩400ち9262	H18.4	ガソリン	
7	T-2	キャブオーバ	トヨタ自動車	多摩400ね1429	R3.3	ガソリン	リース車両
8	T-3	キャブオーバ	トヨタ自動車	多摩400ね1430	R3.3	ガソリン	リース車両
9	K-1	キャブオーバ	三菱自動車工業	多摩41さ6318	H15.10	ガソリン	軽自動車
10	K-2	キャブオーバ	三菱自動車工業	多摩41さ6319	H15.10	ガソリン	軽自動車
11	K-3	バン	三菱自動車工業	多摩480く671	H21.6	ガソリン	軽自動車
12	K-4	バン	スズキ	多摩480く450	H21.6	ガソリン	軽自動車
13	チップー車	塵芥車	日野自動車	多摩800そ3668	R3.2	軽油	せん定枝粉碎車 リース車両

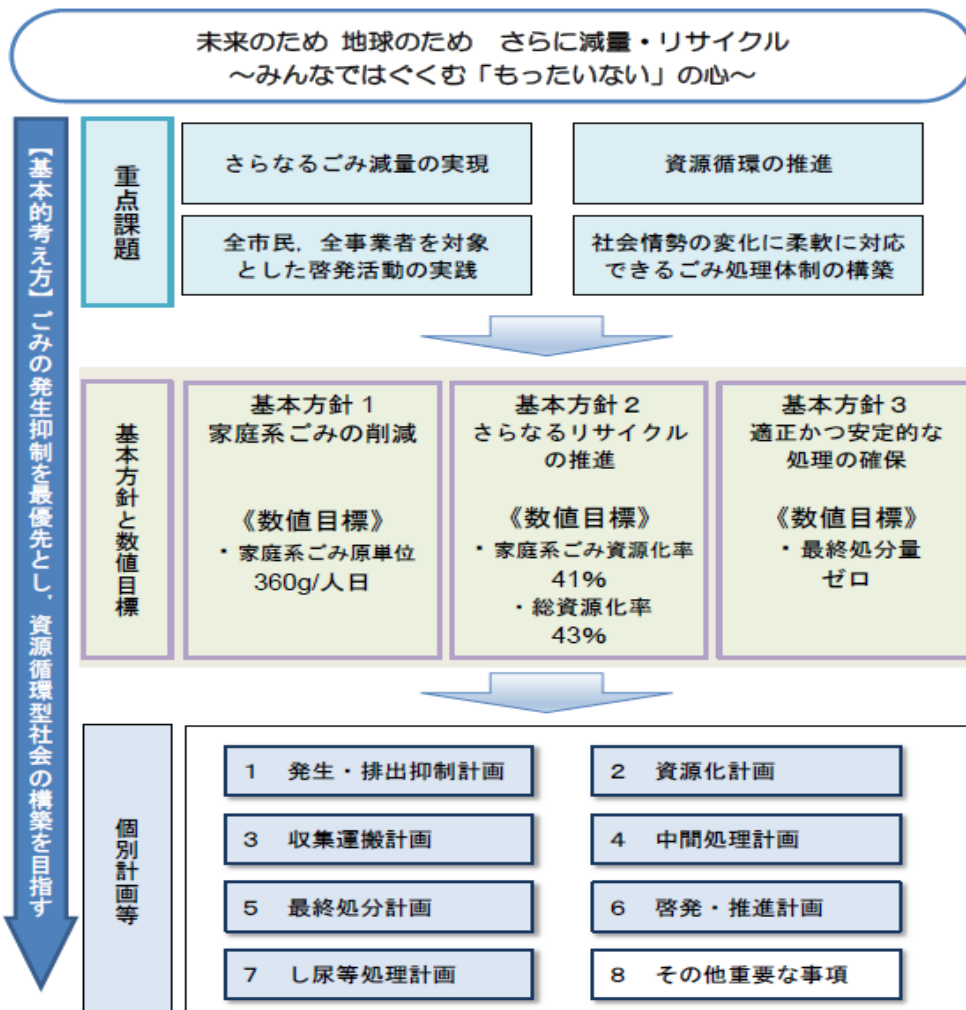
## 5 調布市一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項に基づき、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定めるもの。現計画は、ごみの減量・資源化・適正かつ安定的な処理を推進するための基本方針や目標、具体的取組等をまとめ、平成25年3月に策定したもので、計画期間は平成25年度から令和4年度までの10年間としている。

また、平成31年3月に現状を踏まえた時点修正により、令和元年度から令和4年度までの計画について見直し、改訂している。

なお、令和5年度以降の次期基本計画については、調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会を設置し、令和3年度及び令和4年度の2箇年で策定する。

< 計画の体系 >



改訂計画では，資源循環型社会の形成に向けてごみ減量・リサイクルの施策を推進するため，3つの基本方針と数値目標を設定している。令和3年度実績については以下のとおり。

**基本方針1** 家庭系ごみの削減

《数値目標1 家庭系ごみ原単位（資源物（集団回収を含む）を除く）》

平成25年度	令和3年度	最終年度目標値 令和4年度
390.2g/人日	384.5g/人日	360g/人日

**基本方針2** さらなるリサイクルの推進

《数値目標2 家庭系ごみ資源化率，総資源化率》

・家庭系ごみ資源化率

平成25年度	令和3年度	最終年度目標値 令和4年度
42.9%	39.0%	41%

・総資源化率

平成25年度	令和3年度	最終年度目標値 令和4年度
46.0%	41.6%	43%

**基本方針3** 適正かつ安定的な処理の確保

《数値目標3 最終処分量》

平成25年度	令和3年度	最終年度目標値 令和4年度
ゼロ	ゼロ	ゼロ

## 6 令和3年度 調布市一般廃棄物処理実施計画

### 1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物処理計画において、基本計画に当たる調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（以下「基本計画」という。）を平成31年3月に策定した。その基本方針を「家庭系ごみの削減・更なるリサイクルの推進・適正かつ安定的な処理の確保」と定めており、それぞれの目標値を達成するために、市民、事業者、市民団体及び市が協働して廃棄物対策に継続して取り組む。

本計画は、一般廃棄物処理実施計画として、基本計画に基づき単年度の事業計画を定めるものである。

### 2 計画区域

調布市全域

### 3 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 4 人口

調布市の人口見込み（令和3年10月1日時点）

238,311人

5 一般廃棄物の種類並びに収集・運搬計画及び処理計画

種類及び区分	収集・運搬計画			処理計画						
	収集・運搬量	主体	収集区域	収集回数	収集方法	中間処理 主体	最終処理 主体	処理方法		
家庭系廃棄物 (小規模事業所を含む)	燃やせるごみ	29,148 ト	市全域	毎週2回	戸別収集 (※)	ふじみ衛生組合 (クリーンプラザふじみ)	東京都 ま広域資源 循環組合	焼却		
	燃やせないごみ	3,988 ト		隔週1回		ふじみ衛生組合 (リサイクルセンター)		焼却・選別		
	古紙	9,215 ト		毎週1回		市		資源化		
	布類	1,487 ト		隔週1回					選別	
	空き瓶	2,050 ト		毎週1回					資源化	
	空き缶	708 ト		随時					資源化	
	ペットボトル	966 ト		隔週1回					資源化	
	容器包装プラスチック	4,292 ト		毎週1回					資源化	
	小型電子機器等	7 ト		随時					資源化	
	有音ごみ	100 ト		隔週1回					戸別収集 (※)	資源化
粗大ごみ	2,025 ト	随時	戸別収集 (※) ・持込み	資源化						
拠点回収 (紙パック)	23 ト				資源化					
集団回収	3,415 ト				資源化					
事業系可燃物	6,620 ト				資源化					
事業系食品残さ	35 ト				資源化					
事業系廃棄物	536 体				—	—	—	東京都 ま広域資源 循環組合	焼却	
										資源化
動物死体	235 ト				—	—	—	東京都 委託 (慈恵院)	火葬	
し尿	—				—	—	—	東京都	希釈放流方式	再生処理

(※) 集合住宅における家庭系廃棄物の収集方法は、集積所収集とする。



備考 条例第34条第1項に規定する所定の場所は，次の表のとおりとする。ただし，調布市ふれあい収集実施要綱（平成16年調布市要綱第1号）に基づくふれあい収集の利用者にあつては，原則として当該利用者の住戸の入り口付近の当該住戸の敷地内又は当該利用者の住戸内とする。

区分	収集方法	排出場所
戸建て住宅	戸別収集	各住戸の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内
集合住宅	集積所収集	当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所
少量排出事業所	戸別収集	各事業所の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内

注1 この表において「集合住宅」とは，共同住宅，長屋，寄宿舎その他これらに類する建築物をいう。

注2 この表において「少量排出事業所」とは，調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱（平成16年調布市要綱第3号）第7第4項の規定により，収集，運搬及び処分の実施の決定を受けた事業所をいう。

注3 戸別収集及び集積所収集の収集日は，全戸に配布する「調布市ごみリサイクルカレンダー」記載のとおりとする。

## 6 ごみ量等の目標（市民1人1日当たりの家庭系ごみ量）

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
目標	363グラム	366グラム	369グラム
実績	—	見込み 392グラム	378グラム

### ※ 調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）目標値

	平成34年度	平成30年度
目標	360グラム	385グラム
備考	最終年度目標値	中間年度目標値

## 7 基本計画推進のための施策

平成25年3月に調布市一般廃棄物処理基本計画を策定し，平成25年度から平成34（令和4）年度までの10年間の一般廃棄物処理に係る長

期的な基本方針や目標・具体的な取組等を定めた。また、平成31年3月に施策等について時点修正し調布市一般廃棄物処理基本計画を改訂した。

基本計画の基本的な考え方は、「ごみの発生抑制を最優先とし、資源循環型社会の構築を目指す」こととし、これには市民・事業者・市の協働による取組が必要である。市民においてはごみになるものを持ち帰らない、事業者としては過剰包装をしない、市は発生抑制に向けた施策を推進するなどの取組が必要である。

基本計画に掲げる個別計画について毎年度取組を実施してきたが、基本計画最終年度に向け、令和3年度及び令和4年度は未実施または平成30年度末の基本計画改訂による強化すべき内容について取り組む期間とし、検討した結果、今年度は以下の10の取組を実施することとし、更なるごみ減量とリサイクルを推進する。

#### 取組 1

基本計画における個別計画		発生・排出抑制計画
基本計画における事業番号		1-4
事業名	事業者による自主回収の取組に対する支援策の調査・検討	
計画実現のための取組	市の取組	ごみ減量・リサイクル協力店認定制度の改善や拡充を検討する。
	市民及び事業者の取組	市民はごみ減量・リサイクル協力店を積極的に利用し、事業者は自主回収を促進する。

#### 取組 2

基本計画における個別計画		発生・排出抑制計画
基本計画における事業番号		1-6
事業名	せん定枝チップ化支援事業の拡大	
計画実現のための取組	市の取組	せん定枝の排出量の多い時期に集中的にPRを図る。
	市民及び事業者の取組	市民及び事業者はせん定枝チップ化を積極的に利用する。

#### 取組 3

基本計画における個別計画		発生・排出抑制計画
基本計画における事業番号		1-6
事業名	せん定枝チップ化支援事業の拡大	
計画実現のための取組	市の取組	事業拡大に向けて体制構築及び制度の見直しを検討する。
	市民及び事業者の取組	市民及び事業者はせん定枝チップ化を積極的に利用する。

#### 取組 4

基本計画における個別計画		発生・排出抑制計画
基本計画における事業番号		1-7

事業名	水切りネット輪〜ク事業の拡大	
計画実現のための取組	市の取組	水切り実証試験をはじめ，天日干しなど，生ごみの減量に係る情報を発信する。
	市民及び事業者の取組	市民及び事業者は，水切りをはじめ，天日干しなど，生ごみの減量に努める。

#### 取組 5

基本計画における個別計画	資源化計画	
基本計画における事業番号	2 - 6	
事業名	国などへの働きかけによる拡大生産者責任の徹底	
計画実現のための取組	市の取組	社会状況に応じた対象品の拡大など拡大生産者責任の徹底を推進するため，事業者の取組を支援する。
	市民及び事業者の取組	事業者は拡大生産者責任の徹底を推進する。

#### 取組 6

基本計画における個別計画	収集運搬計画	
基本計画における事業番号	3 - 1	
事業名	現在の収集・運搬体制の維持	
計画実現のための取組	市の取組	社会経済状況等の変化に対応した収集・運搬体制を検討する。
	市民及び事業者の取組	市民及び事業者は，ごみの適正排出に努める。

#### 取組 7

基本計画における個別計画	中間処理計画	
基本計画における事業番号	4 - 2	
事業名	情報収集の継続	
計画実現のための取組	市の取組	ふじみ衛生組合リサイクルセンターの老朽化に伴う更新のため，特に「プラスチック資源循環促進法」などの国や都の施策動向の情報収集を行う。
	市民及び事業者の取組	市民及び事業者は，国や都の施策にあわせてごみの減量及び適正排出に努める。

#### 取組 8

基本計画における個別計画	啓発・推進計画	
基本計画における事業番号	6 - 1 1	
事業名	地域活動の支援策の調査・検討	
計画実現のための取組	市の取組	「ごみ減量・リサイクル協力店」，「調布エコ・オフィス」制度について，調布市商工会との連携の検討を行う。
	市民及び事業者の取組	事業者は，ごみの減量と資源化に努める。

#### 取組 9

基本計画における個別計画	啓発・推進計画	
基本計画における事業番号	6 - 1 3	
事業名	協働の仕組みづくりの検討	
計画実現のための取組	市の取組	促進員との連携拡充，及び，地区協議会や消費者団体連合会，その他事業者などとの連携の検討を行う。
	市民及び事業者の取組	事業者は，市と連携し，ごみの減量と適正排

出に努める。

取組 10

基本計画における個別計画	その他重要な事項	
基本計画における事業番号	8-4	
事業名	ごみ処理コストの削減	
計画実現のための取組	市の取組	民間活力導入などによる、ごみ・資源物の処理コストの削減を検討する。
	市民及び事業者の取組	市民及び事業者は、ごみの減量に努める。

8 収集・運搬を行わない一般廃棄物等の品目及び処理（処分）の方法

品目	種類	処理及び処分の方法
エアコン，テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式），電気冷蔵庫・電気冷凍庫及び電気洗濯機・衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物	購入した販売店や一般財団法人家電製品協会等に処理を申し込むこと。排出者はリサイクル料金等を負担すること。
廃パーソナルコンピュータ及びディスプレイ	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づくもの	製造業者，購入した販売店等に処理を申し込むこと。
廃棄自動車・二輪車（原動機付き自転車を含む。）及びその部品	国内自動車・二輪車メーカー及び輸入業者の自主的取組である自動車リサイクルシステム及び二輪車リサイクルシステムに基づくもの	自動車の場合は使用済自動車を販売事業者，自動車整備事業者など，自治体の登録・許可を受けた引取業者に処理を申し込むこと。 二輪車の場合は廃棄二輪車取扱店又は指定引取場所に処理を申し込むこと。
農薬，試薬，毒物，劇物等の薬品類	危険性のあるもの	製造業者，購入した販売店又は専門業者等に処分を依頼すること。排出者は処理費用等を負担すること。
医療系廃棄物（注射針，自己注射針（使い捨てペン型インスリン注入器，採血用穿刺針，血糖測定テスター等），自己注射以外の注射針（医療用注射針，点滴針等），血液や体液が大量に付着したもの等）		
消火器及び可燃性ガス等の圧力容器		
バッテリー（モバイルバッテリー，電子タバコを除く）及び塗料（ペン		

キ)		
石油類（ガソリン，灯油，軽油，エンジンオイル及び機械油）		
その他市長が認めるもの		
ピアノ・エレクトーン・オルガン	処理を著しく困難にし，又は処理施設の機能に支障が生ずるもの	製造業者，購入した販売店又は専門業者等に処分を依頼すること。排出者は処理費用等を負担すること。
直径が 8 センチメートル，長さが 40 センチメートルを超える枝木，又は厚さが 8 センチメートルを超える木製品		
瓦れき類（モルタル，コンクリート，ブロック，レンガ及びタイル），石（砂利，墓石，漬物石及び庭石），土砂及びセメント		
家屋の改装等に伴うごみ（柱，床材，畳，壁材，壁紙，断熱材，耐火ボード，石こうボード等の建築廃材及び建具，キッチン，風呂，洗面，トイレ，給湯器，ソーラーシステムなどの住宅設備等）		
耐火金庫及びFRP製品		
ボウリングの球及び粗大ごみより大きいごみ（最大辺又は径が 2メートル50センチ以上のもの）		
その他市長が認めるもの		

9 一般廃棄物処理施設一覧

(1) 中間処理施設

	施設名	処理能力	処理方法	運営主体
可燃ごみ	クリーンプラザふじみ	144トン/24時間×2基	焼却	ふじみ衛生組合
	調布市深大寺東町7丁目50番地30			
不燃ごみ・粗大ごみ	ふじみ衛生組合 リサイクルセンター	35.5トン/5時間×2基 破砕機 3トン/5時間 容器包装プラスチックと共用	破砕・選別	ふじみ衛生組合
	調布市深大寺東町7丁目50番地30			
空き瓶	調布市クリーンセンター	9.4トン/5時間	選別・積替・保管	市
	調布市野水2丁目1番地1			
空き缶	調布市クリーンセンター	2.9トン/5時間	選別・圧縮・保管	市
	調布市野水2丁目1番地1			
ペットボトル	ふじみ衛生組合 リサイクルセンター	7.5トン/5時間	選別・圧縮・梱包	ふじみ衛生組合
	調布市深大寺東町7丁目50番地30			
容器包装プラスチック	ふじみ衛生組合 リサイクルセンター	不燃ごみ処理能力と準拠	選別・圧縮・梱包	ふじみ衛生組合
	調布市深大寺東町7丁目50番地30			
事業系食品残さ(生ごみ)	株式会社アイル・クリーンテック寄居工場	108トン/24時間	堆肥化	株式会社アイル・クリーンテック
	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328			
し尿	調布市クリーンセンター		希釈放流方式	市
	調布市野水2丁目1番地1			

(2) 最終処分施設

	施設名	処理方法	運営主体
焼却残さ(焼却灰)	二ツ塚廃棄物広域処分場内エコセメント化施設	エコセメント化	東京たま広域資源循環組合
	西多摩郡日の出町大字大久野7642番地(二ツ塚処分場内)		
廃乾電池及び廃蛍光管	野村興産株式会社イトムカ鉱業所	資源化	野村興産株式会社
	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1		
動物死体	宗教法人慈恵院附属多磨犬猫霊園	火葬	宗教法人慈恵院
	府中市浅間町2丁目15番地1		

## 7 ごみ処理事業

### (1) 収集作業形態

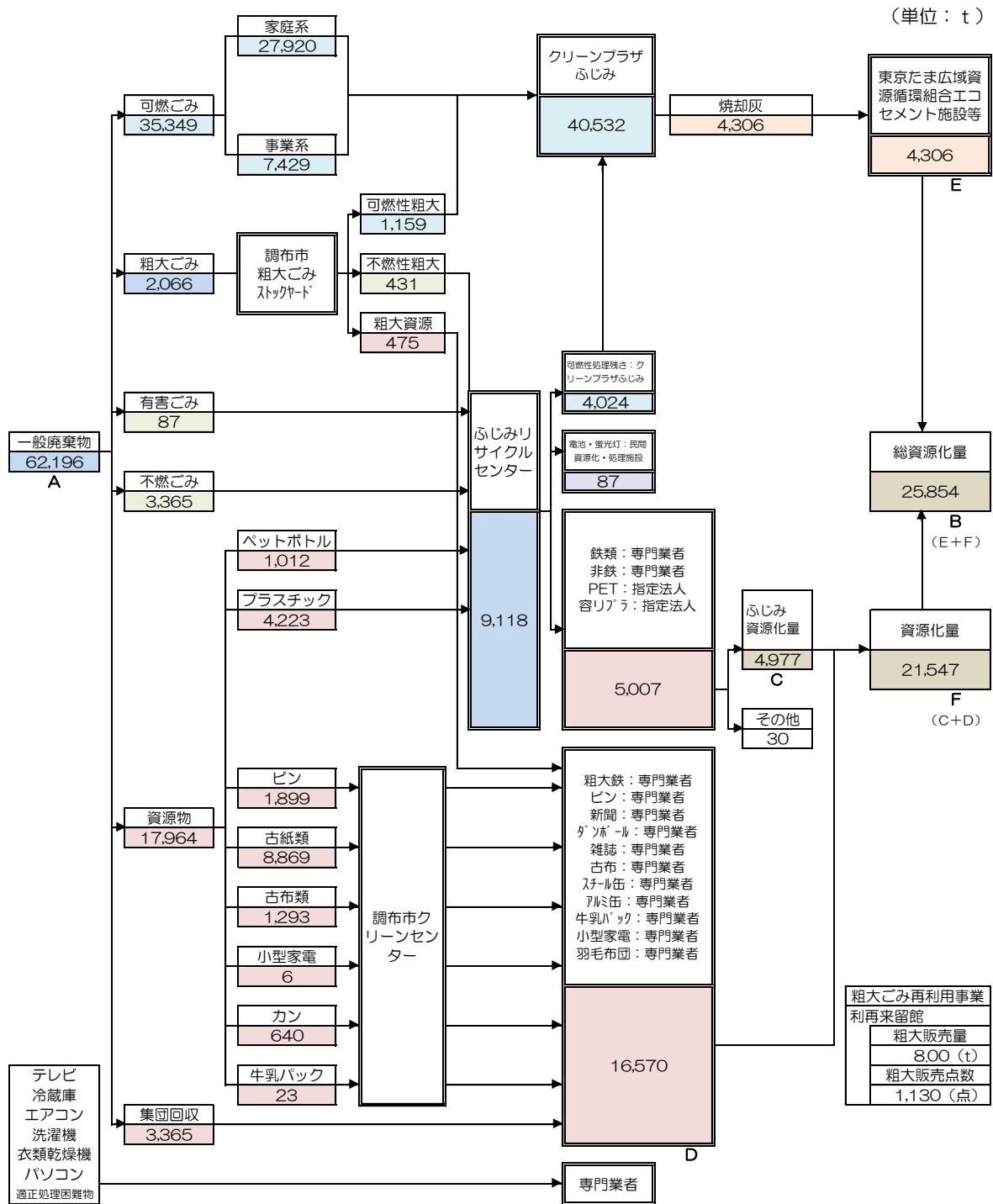
種 別	分 類	収集形態	委託収集 車両台数	収集方法	収集回数	排出方法
燃やせるごみ		委託 (2業者)	26台	戸別収集	週2回	指定収集袋 (有料)
燃やせないごみ		委託 (2業者)	10台	戸別収集	隔週1回	指定収集袋 (有料)
有害ごみ		委託 (2業者)		戸別収集	隔週1回	容器
資源物						
古紙類 古布類		委託 (2業者)	※	戸別収集	週1回	紙袋またはひも掛け 透明もしくは半透明の袋
カン		委託 (2業者)	10台	戸別収集	週1回	容器
ビン		委託 (2業者)	10台	戸別収集	週1回	容器
ペットボトル		委託 (2業者)	10台	戸別収集	隔週1回	容器
プラスチック		委託 (2業者)	10台	戸別収集	週1回	透明もしくは半透明の袋
牛乳パック		委託 (1業者)	3台	拠点回収	随時	回収ボックス (49箇所)
小型家電		-	-	拠点回収	随時	回収ボックス (6箇所)
小型充電式電池		-	-	拠点回収	随時	回収ボックス (2箇所) 電器店、スーパー ホームセンター等の協力店
使い捨てコンタクトレ ンズ空ケース		-	-	拠点回収	随時	回収ボックス (12箇所) コンタクトのアイシティ店 舗
粗大ごみ		委託 (2業者)	4台	戸別収集	随時 (申込制)	処理券 (有料) 貼付
動物死体		委託 (2業者)	2台	戸別収集	随時 (申込制)	処理券 (有料)
し尿		委託 (2業者)	2台	戸別収集	随時 (申込制)	処理券 (有料)
せん定枝 (資源化支援事業)		委託 (1業者)	1台	-	随時 (申込制)	枝を同じ方向に向け 直径30cm程度の束にして

※ビン以外の委託車両で対応

### (2) ごみ収集運搬の現況

収集地区	町名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	
1	仙川町, 国領町, 緑ヶ丘, 若葉町, 入間町	燃やせないごみ 有害ごみ (隔週)	燃やせるごみ 枝・草・葉 カン	古紙 古布	容器包装プラス チック	燃やせるごみ 枝・草・葉 ビン シュレッダーごみ	
		ペットボトル (隔週)					
		燃やせるごみ 枝・草・葉 ビン シュレッダーごみ	燃やせないごみ 有害ごみ (隔週)				容器包装プラス チック
		ペットボトル (隔週)					
3	深大寺東町, 深大寺北 町, 深大寺南町, 深大 寺元町, 布田, 染地	燃やせるごみ 枝・草・葉 カン	容器包装プラス チック	燃やせるごみ 枝・草・葉 ビン シュレッダーごみ	燃やせないごみ 有害ごみ (隔週)	ペットボトル (隔週)	
		燃やせるごみ 枝・草・葉 ビン シュレッダーごみ	燃やせるごみ 枝・草・葉 ビン シュレッダーごみ		燃やせるごみ 枝・草・葉 カン		
4	調布ヶ丘, 柴崎, 八雲台, 小島町, 多摩川, 下石原, 佐須町	燃やせるごみ 枝・草・葉 ビン シュレッダーごみ	燃やせるごみ 枝・草・葉 ビン シュレッダーごみ	燃やせるごみ 有害ごみ (隔週)	燃やせるごみ 枝・草・葉 ビン シュレッダーごみ	燃やせるごみ 枝・草・葉 カン	
		燃やせるごみ 枝・草・葉 ビン シュレッダーごみ	燃やせるごみ 枝・草・葉 ビン シュレッダーごみ		燃やせるごみ 枝・草・葉 カン		

### (3) 令和3年度ごみ処理システム・実績 フロー図



※1 総資源化率=総資源化量/一般廃棄物(総ごみ量)  
 ※2 単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合あり。

B/A= 41.6%



## (4) ごみ量

## ア 令和3年度収集量状況

種別	形態	収集量(t)		増減(t)	総ごみ量(I)に 占める割合(%)
		3年度	2年度		
燃やせるごみ (A)	家庭系	27,920	28,351	-431	44.89
	事業系・不定期	7,429	6,769	660	11.94
	(小計)	35,349	35,120	229	56.83
燃やせない ごみ (B)	燃やせないごみ	3,365	3,655	-290	5.41
	有害ごみ	87	95	-8	0.14
	(小計)	3,452	3,750	-298	5.55
粗大ごみ (C)	可燃性粗大ごみ	1,159	1,031	128	1.86
	不燃性粗大ごみ	431	420	11	0.69
	粗大資源(D)	475	459	16	0.76
	(小計)	2,066	1,909	156	3.32
資源物 (E)	古紙類	8,869	9,324	-455	14.26
	古布類	1,293	1,383	-90	2.08
	ビン	1,899	1,960	-61	3.05
	カン	640	651	-11	1.03
	ペットボトル	1,012	975	37	1.63
	プラスチック	4,223	4,251	-28	6.79
	牛乳パック	23	24	-1	0.04
	小型家電	6	5	1	0.01
	(小計)	17,964	18,573	-608	28.88
収集量 合計(F)=(A)+(B)+(C)+(E)		58,831	59,352	-521	94.59
集団回収 (G)	古紙類	2,870	3,002	-132	4.61
	古布類	277	277	0	0.45
	ビン	71	82	-11	0.11
	カン(スチール)	32	32	0	0.05
	カン(アルミ)	99	98	1	0.16
	牛乳パック	16	16	0	0.03
	(小計)	3,365	3,507	-142	5.41
総資源物量(粗大資源+ 資源物+集団回収) 合計(H)=(D)+(E)+(G)		21,804	22,539	-735	35.06
総ごみ量(燃やせるごみ+燃やせないごみ等+ 粗大ごみ+資源物+集団回収) 合計(I)=(F)+(G)		62,196	62,859	-663	100.00

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合あり。

## イ 収集量の推移

(単位：t)

種別	形態	収集量									
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
燃やせる ごみ (A)	家庭系	26,421	26,636	26,671	26,787	26,515	26,608	26,591	27,455	28,351	27,920
	事業系・不定期	4,376	5,251	5,334	5,492	5,841	6,164	6,406	7,104	6,769	7,429
	(小計)	30,797	31,887	32,005	32,279	32,356	32,771	32,997	34,560	35,120	35,349
燃やせない ごみ等 (B)	燃やせないごみ	3,993	3,681	3,664	3,630	3,489	3,419	3,467	3,377	3,655	3,365
	有害ごみ	77	81	81	79	78	86	88	92	95	87
	(小計)	4,069	3,761	3,745	3,710	3,567	3,505	3,555	3,469	3,750	3,452
粗大ごみ (C)	可燃性粗大ごみ	763	915	929	989	843	888	882	1,023	1,031	1,159
	不燃性粗大ごみ	254	195	154	156	334	310	393	381	420	431
	粗大資源(D)	385	401	403	362	361	362	365	441	459	475
	(小計)	1,401	1,510	1,486	1,507	1,537	1,559	1,639	1,845	1,909	2,066
資源物 (E)	古紙類	10,467	10,565	10,329	10,565	9,850	9,523	9,285	9,114	9,324	8,869
	古布類	1,261	1,198	1,179	1,232	1,147	1,143	1,161	1,218	1,383	1,293
	ビン	1,975	1,943	1,904	1,967	1,950	1,914	1,827	1,776	1,960	1,899
	カン	629	613	594	584	582	578	581	593	651	640
	牛乳パック	28	35	30	26	26	24	25	25	24	23
	ペットボトル	787	793	818	828	879	909	935	954	975	1,012
	プラスチック	4,245	4,292	4,255	4,177	4,204	4,255	4,325	4,181	4,251	4,223
	小型家電	—	—	1	2	2	3	4	3	5	6
	(小計)	19,391	19,439	19,110	19,380	18,640	18,351	18,143	17,863	18,573	17,964
収集量 合計(F)=(A)+(B)+(C)+(E)		55,659	56,598	56,346	56,877	56,100	56,186	56,334	57,738	59,352	58,831
集団回収 (G)	古紙類	3,993	4,010	3,763	3,567	3,508	3,443	3,289	3,110	3,002	2,870
	古布類	278	276	266	264	274	278	280	304	277	277
	ビン	78	98	100	103	113	116	109	106	82	71
	カン(スチール)	28	26	27	27	29	29	27	29	32	32
	カン(アルミ)	92	94	89	89	89	90	89	91	98	99
	牛乳パック	18	18	17	17	17	17	16	16	16	16
	(小計)	4,486	4,521	4,263	4,066	4,030	3,973	3,811	3,655	3,507	3,365
総資源物量(粗大資源+ 資源物+集団回収) 合計(H)=(D)+(E)+(G)		24,262	24,361	23,776	23,809	23,032	22,686	22,318	21,960	22,539	21,805
総ごみ量(燃やせるごみ+燃やせない ごみ等+粗大ごみ+資源物+集団回収) 合計(I)=(F)+(G)		60,145	61,119	60,609	60,943	60,130	60,159	60,145	61,393	62,859	62,196

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合あり。

## ウ 資源化率の推移

(単位：t)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
行政収集分	21,986	19,496	18,449	19,311	18,423	18,119	17,869	18,105	18,906	18,182
焼却灰のエコセメント化量	3,104	4,089	4,383	4,100	4,105	4,080	4,296	4,260	4,347	4,306
集団回収分	4,486	4,521	4,263	4,066	4,030	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365
総資源化量(A)	29,576	28,106	27,095	27,476	26,557	26,171	25,976	26,021	26,760	25,854

(単位：t)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
総資源物量(B)	24,262	24,361	23,776	23,809	23,031	22,685	22,318	21,960	22,539	21,804
総ごみ量(C)	60,145	61,119	60,609	60,943	60,130	60,159	60,145	61,393	62,859	62,196

(単位：%)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
分別リサイクル率(D)=(B)/(C)	40.3	39.9	39.2	39.1	38.3	37.7	37.1	35.8	35.9	35.1
総資源化(リサイクル)率(E)=(A)/(C)	49.2	46.0	44.7	45.1	44.2	43.5	43.2	42.4	42.6	41.6

(単位：%)

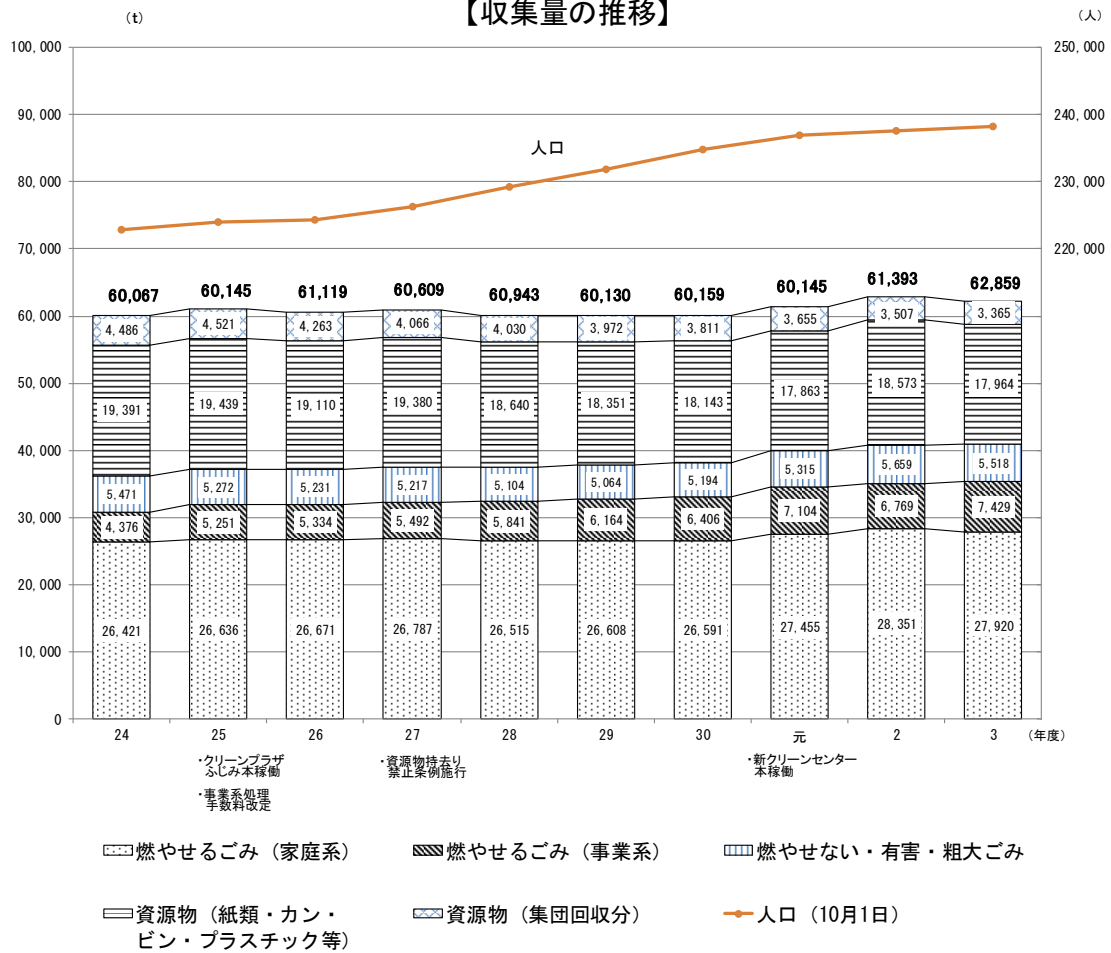
区分 \ 年度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
家庭系ごみ資源化率	42.8	42.9	42.3	42.3	41.8	41.4	40.9	39.6	39.4	39.0

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合あり。

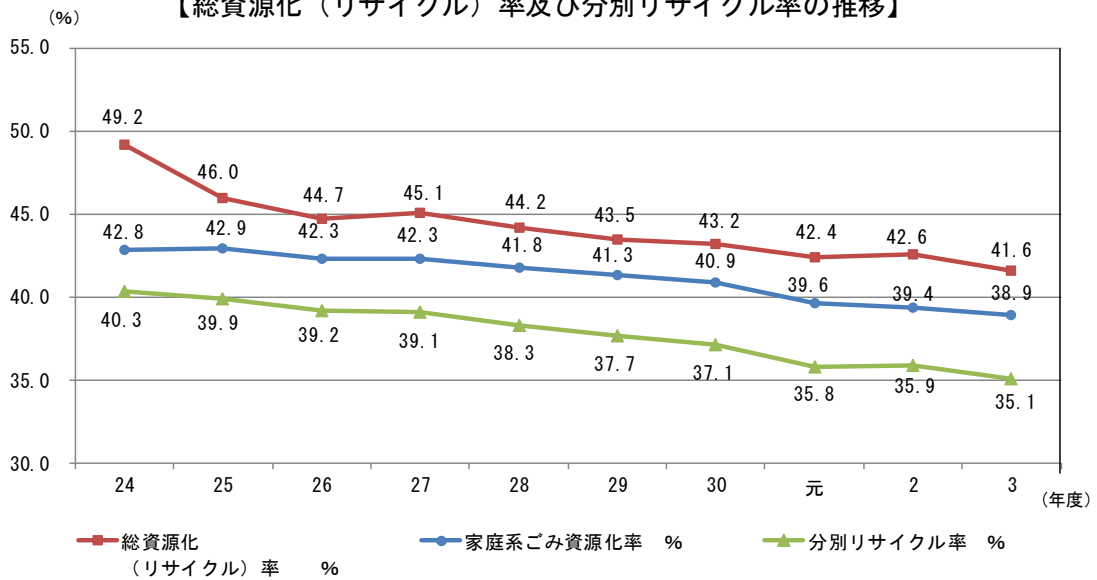
※総資源物量(B) = 粗大資源+資源物収集量+集団回収量

※家庭系ごみ資源化率 = (資源物収集量+集団回収量) ÷ (総ごみ量-事業系燃やせるごみ)

### 【収集量の推移】



### 【総資源化（リサイクル）率及び分別リサイクル率の推移】



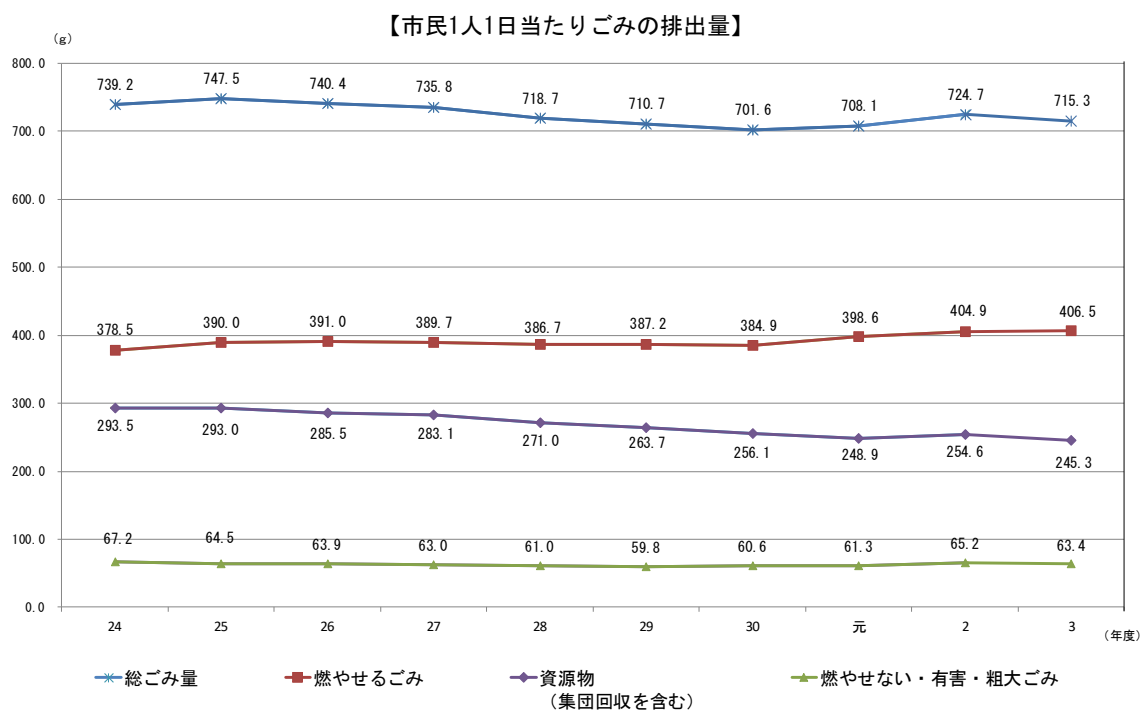
## エ 市民1人1日当たりの排出量の推移

区分		年度									
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
人口(10月1日現在)		222,905	224,026	224,283	226,291	229,220	231,904	234,867	236,880	237,636	238,235
燃やせるごみ	燃やせるごみ(家庭系) 収集量(t)	26,421	26,636	26,671	26,787	26,515	26,608	26,591	27,455	28,351	27,920
	燃やせるごみ(事業系) 収集量(t)	4,376	5,251	5,334	5,492	5,841	6,164	6,406	7,104	6,769	7,429
	燃やせるごみ総収集量(t)	30,797	31,887	32,005	32,279	32,356	32,771	32,997	34,560	35,120	35,349
	市民1人1日当たりの排出量(g)	378.5	390.0	391.0	389.7	386.7	387.2	384.9	398.6	404.9	406.5
燃やせないごみ 有害ごみ 粗大ごみ	燃やせないごみ 収集量(t)	3,993	3,681	3,664	3,630	3,489	3,419	3,467	3,377	3,655	3,365
	有害ごみ 収集量(t)	77	81	81	79	78	86	88	92	95	87
	粗大ごみ 収集量(t)	1,401	1,510	1,486	1,507	1,537	1,559	1,639	1,845	1,909	2,066
	燃やせないごみ等総収集量(t)	5,471	5,272	5,231	5,217	5,104	5,064	5,194	5,315	5,659	5,518
	市民1人1日当たりの排出量(g)	67.2	64.5	63.9	63.0	61.0	59.8	60.6	61.3	65.2	63.4
資源物	資源物(行政収集) 収集量(t)	19,391	19,439	19,110	19,380	18,640	18,351	18,143	17,863	18,573	17,964
	集団回収 収集量(t)	4,486	4,521	4,263	4,066	4,030	3,972	3,811	3,655	3,507	3,365
	資源物総収集量(t)	23,878	23,960	23,373	23,446	22,670	22,323	21,953	21,518	22,080	21,329
	市民1人1日当たりの排出量(g)	293.5	293.0	285.5	283.1	271.0	263.7	256.1	248.9	254.6	245.3
総合計	年間収集量(t)	60,145	61,119	60,609	60,943	60,130	60,159	60,145	61,393	62,859	62,196
	市民1人1日当たりの家庭系ごみ総排出量(g)	392.0	390.2	389.7	386.4	377.9	374.2	370.8	378.0	392.1	384.6
	市民1人1日当たりの排出量(g)	739.2	747.5	740.4	735.8	718.7	710.7	701.6	708.1	724.7	715.3

※①ごみ量の単位は住民1人1日当たりの排出量を除きトンで表すものとする。

※②数値で四捨五入している場合には、表示している次の位を四捨五入した。

※③単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合あり。



## (5) 有害ごみの処理状況

区 分		年 度				
		29	30	元	2	3
乾電池	収集量 (t)	60.0	63.5	68.0	71.8	67.4
	比率 (%)	69.8	72.1	73.6	75.6	77.4
蛍光管	収集量 (t)	17.3	17.1	16.0	15.2	12.7
	比率 (%)	20.2	19.4	17.3	16.0	14.6
エアゾール 缶	収集量 (t)	8.6	7.5	8.4	8.0	7.0
	比率 (%)	10.0	8.5	9.1	8.4	8.0
収集量合計 (t)		85.9	88.1	92.4	95.0	87.1

※ 昭和59年6月から拠点回収を開始。平成16年2月から「燃やせないごみ」と併せて戸別収集を開始（隔週）

※ 平成29年度から有害ごみ中の品目と明確にしたことにより新たにエアゾール缶を追加した。

## (6) 粗大ごみの処理状況・受付件数

区 分		年 度				
		29	30	元	2	3
処理件数 (件)		67,275	70,746	76,130	81,223	81,564
処理点数 (点)		190,372	203,056	230,898	242,993	253,359

(単位：件)

区 分		年 度				
		29	30	元	2	3
受付件数	電話	56,766	57,987	58,598	48,052	46,079
	インターネット	71,156	83,666	103,049	148,925	101,243
	合計	127,922	141,653	161,647	196,977	147,322

※システム変更に伴い、令和3年10月からインターネット受付時の仮登録の件数は含まない。

## (7) 動物死体の処理状況

(単位：頭)

区 分		年 度				
		29	30	元	2	3
動物	飼主あり	54	104	62	51	38
	飼主なし	506	423	414	414	438
	合 計	560	527	476	465	476

## (8) し尿等の処理状況

項目	年度				
	29	30	元	2	3
し尿 ※1	425.3kℓ	497.38kℓ	260.34t	217.89t	248.28t
浄化槽汚泥 ※2	132.5kℓ	141.08kℓ	69.93t	57.17t	59.73t
合 計	557.80kℓ	638.46kℓ	330.27t	275.06t	308.01t

※1 平成29・30年度は三鷹市受入れ分を含む。(平成29年度143.80kℓ・平成30年度166.09kℓ)

※2 平成29・30年度は三鷹市受入れ分を含む。(平成29年度43.25kℓ・平成30年度53.43kℓ)

※ 平成30年度までは(kℓ), 令和元年度からクリーンセンター稼働により (t) 表記に変更。

## (9) 一般廃棄物収集運搬業務における車両火災・事故等の発生状況

(単位：件)

区分	年度					
	29	30	元	2	3	
火 災	0	4	2	5	3	
事 故	人身	3	1	2	1	4
	物損	6	14	8	7	13
合 計	9	19	12	13	20	

## 8 ごみ減量・リサイクルの取組

### (1) 啓発活動

#### ア 市報・広報誌等による啓発

##### (ア) 市報 (P. 118～122参照)

市報5日号に「ごみダイエット通信」の掲載を行い、ごみ減量・リサイクルの呼びかけや、ごみ処理の現状を広報した。

##### (イ) 広報誌 (P. 123～136参照)

ごみ対策課広報誌「ザ・リサイクル」第87号から第89号までを発行し、市内全戸配布した。また、「ザ・リサイクルジュニア」第2号を令和4年3月に発行し、市立小中学校に配布した。

##### (ウ) ごみリサイクルカレンダー

ごみの適正排出やリサイクル推進を促すため、地域・日別の収集カレンダー、分別方法、指定収集袋使用方法など、ごみ出し全般のルールを記載した令和4(2022)年度版ごみリサイクルカレンダーを改訂・発行し、1団体・1事業者に委託して市内全戸に配布した。

##### (エ) 調布エフエム放送

毎月第2・4月曜日に「調布市ほっとインフォメーション」に出演し、ごみの減量・リサイクルについて広報活動を行った。

##### (オ) J:COM調布テレビ

毎月「テレビ広報ちょうふ」に出演し、ごみの減量・リサイクルについて広報活動を行った。

##### (カ) ごみ減量啓発作品(ポスター) (P. 126, 130参照)

市内在住・在学の小中学校を対象に「これならできるごみ減量とリサイクル」をテーマにごみ減量やリサイクル促進、食品ロス削減、海洋ごみ削減のために心掛けている事をポスターとして募集した。令和3年度は212点の応募があり、その中から優秀作品を選出し、広報啓発に活用した。

##### (キ) ちょうふエコ川柳 (P. 126, 130参照)

新たにごみの減量やリサイクルをテーマにした「ちょうふエコ川柳」を募集した。令和3年度は141句の応募があり、その中から優秀作品及び特別賞(調布市長賞・調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会長賞・調布市環境部長賞)を選出し、ごみ減量やリサイクルの啓発に活用した。

##### (ク) ごみ探検隊

啓発事業として、「普段私たちが捨てているごみがどこへ運ばれて、どのように処理されているか考えたことはありますか」ということで、市内在住の小学生を対象とし、家庭から出されたごみの行方を追って、ごみ焼却施設や処分場を見学する「ごみ探検隊」を実施した(平成19年度から



開始)。

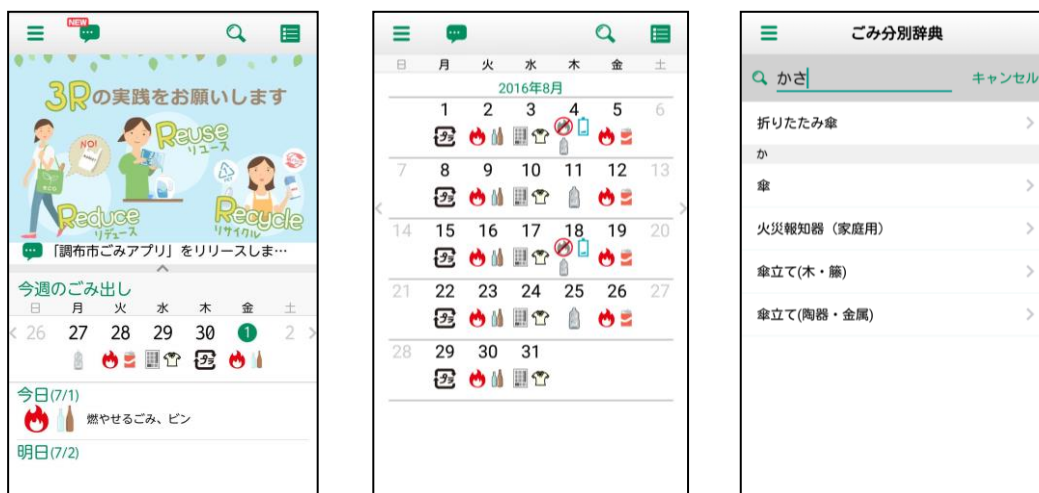
名称	29		30		元		2		3	
	開催日	人数	開催日	人数	開催日	人数	開催日	人数	開催日	人数
ごみ探検隊	8月2日	43	7月27日	40	8月13日	39	※	—	※	—
	8月9日	32	8月21日	31	8月14日	37	—	—	—	—

※ 新型コロナウイルス感染拡大のため、実施なし。

(ケ) ごみアプリ

ごみと資源物の分別促進によるごみ減量や排出マナーの向上を図るため、「調布市ごみアプリ」の配信を行っている（平成28年8月から開始）。

<画面イメージ>



ごみアプリダウンロード数

区分	年度	29	30	元	2	3
件数		6,062	7,487	8,329	9,631	9,742
累計		12,680	20,167	28,496	38,127	47,869

(コ) エコセメント普及啓発事業

市民に対し、エコセメント事業を周知し、同事業への理解を深めるとともに、市民のリサイクル意識の向上を図ることを目的に、エコセメントを用いたコンクリート製品を使用した公共事業の中から東京たま広域資源循環組合の補助金を活用し、エコセメント普及啓発説明板を設置した（平成29年度から開始）。

区分	年度	29	30	元	2	3
設置場所	南部ゲートボール場	東つつじヶ丘ゲートボール場	鬼太郎ひろば	調布市適応指導教室「太陽の子」	富士見台小学校	
	調布市緑ヶ丘2丁目公園	調布市クリーンセンター	—	調布市立ゆずのき学童クラブ	調布市立かみいしわら学童クラブ	
	調布市布田南ふれあい公園	—	—	—	—	

※エコセメントとは、各家庭から排出された可燃ごみの焼却時に出る灰を使用して製造されるセメントのこと。

## イ 地域懇談会・説明会及び施設見学会の実施

### (ア) 地域懇談会・説明会

区 分		年 度				
		29	30	元	2	3
地域懇談会・説明会	回数(回)	4	11	6	10	6
	参加人数(人)	734	1,166	715	665	478

### (イ) ごみ処理施設等見学会

区 分		年 度				
		29	30	元	2	3
公立小学校	回数(回)	16	12	13	※	11
	参加人数(人)	1,070	1,075	957	-	824
各種団体	回数(回)	8	11	11	※	1
	参加人数(人)	147	205	282	-	13

ふじみ衛生組合のクリーンプラザふじみ等を見学。

※ 新型コロナウイルスの影響に伴い中止。

## ウ ごみ減量キャンペーン (P.118～119参照)

市民にごみ減量への意識向上を図ることを目的に実施するもの。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内大型店舗店頭での水切りネット配布は行わず、市役所2階ごみ対策課窓口及び市内公共施設(神代出張所・地域福祉センター・公民館・あくろす)の窓口で※新素材の水切りネットを置き、来庁者に利用を呼びかけた。更に、「これならできるごみ減量とリサイクル」入賞作品のごみ減量ポスター及びちょうふエコ川柳(優秀作品)(P.130参照)に「減量キャンペーン開催中」の帯を付け、市内公共施設(神代出張所・地域福祉センター・公民館・あくろす)及び小中学校に掲出した。

※生分解性の素材(トウモロコシ)で出来ていて、時期が経つと自然(土)に帰る素材。

## エ 三多摩は一つなり交流事業

廃棄物を排出する側である調布市民と最終処分場のある日の出町民が、文化等交流事業を通じ、ごみについての相互理解をより一層深め、円滑な一般廃棄物広域処分事業の推進に寄与することを目的として実施するもの。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止。

## (2) 資源物地域集団回収事業

資源の再利用とごみの減量運動を推進するため、資源物の集団回収を行っている団体に奨励金を交付している(昭和55年1月から開始)。

令和4年3月31日現在、245団体が登録し資源物の回収を行っており、回収後は、資源物を登

録業者に直接、引き渡している。

奨励金の交付手続は、団体（子ども会、自治会、集合住宅等の管理組合等）の代表者が登録業者から受け取った仕切伝票（買上げ伝票）を、資源物地域集団回収事業奨励金交付申請書に添えて3か月に1回、市に申請する。市では、提出された交付申請書及び仕切伝票を確認し、翌月に奨励金を交付する（回収業者登録23業者）。

## ア 資源物地域集団回収事業奨励金交付実績

区分		年度					
		29	30	元	2	3	
支払団体数		1,073	1,062	1,049	994	978	
回収量 (kg)	古紙類	3,443,064	3,288,887	3,110,171	3,002,200	2,870,382	
	カン（スチール）	28,593	26,906	28,718	32,239	31,752	
	ビン	116,384	109,145	106,191	81,723	70,800	
	カン（アルミ）	89,524	89,497	90,897	98,198	99,138	
	古布類	277,608	280,265	303,613	277,059	277,096	
	牛乳パック	16,995	16,200	15,752	15,631	15,879	
	合計	3,972,168	3,810,900	3,655,342	3,507,050	3,365,047	
奨励金額 (円)	団体分	古紙類	27,544,512	26,311,096	24,881,368	24,017,600	22,963,056
		カン（スチール）	228,744	215,248	229,744	257,912	254,016
		ビン	931,072	873,160	849,528	653,784	566,400
		カン（アルミ）	716,192	715,976	727,176	785,584	793,104
		古布類	2,220,864	2,242,120	2,428,904	2,216,472	2,216,768
		牛乳パック	135,960	129,600	126,016	125,048	127,032
		割りばし搬送料	63,119	49,414	54,732	44,464	41,030
		小計	31,840,463	30,536,614	29,297,468	28,100,864	26,961,406
	業者分	古紙類	13,772,256	13,155,548	12,263,524	11,678,440	11,178,128
		カン（スチール）	114,372	107,624	111,744	123,288	122,008
		ビン	465,536	436,580	418,092	324,556	283,200
		カン（アルミ）	358,096	357,988	355,856	376,532	380,392
		古布類	1,110,432	1,121,060	1,195,372	1,094,036	1,108,384
		牛乳パック	67,980	64,800	63,008	62,488	63,516
小計		15,888,672	15,243,600	14,407,596	13,659,340	13,135,628	
合計	47,729,135	45,780,214	43,705,064	41,760,204	40,097,034		

※平成12年度から割りばし搬送料についても、対象として実費を交付していたが、令和3年度第4期から割りばし搬送料の実施なし。

### イ 1 kg当たりの奨励金単価の推移（団体分）

区分		年度		
		昭和60～63	平成元～2	平成3～令和3
1 kg当たりの単価 (円)	古紙類	5	8	8
	カン（スチール）	5	8	8
	ビン	5	8	8
	カン（アルミ）	6	8	8
	古布類	6	8	8
	牛乳パック	—	—	8

※1 kg 当たりの奨励金単価（業者分）令和4年3月31日現在 4円

### ウ 資源物地域集団回収の登録団体数及び登録業者数の推移

区分	年度									
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
団体数(団体)	264	273	273	271	271	274	267	264	255	245
業者数(業者)	21	23	24	24	26	28	27	24	24	23

## (3) ごみ減量装置等補助金交付状況

ごみ減量の一環として、ごみの自家処理を促進し、併せて生活環境の保全を図るため、生ごみ処理機など、ごみ減量装置等の購入に要する費用の一部補助を行っている（平成7年4月から開始）。

区分		年度				
		29	30	元	2	3
生ごみ たい肥化容器	件数(件)	11	2	7	24	23
	金額(円)	52,000	12,000	16,700	116,500	89,500
生ごみ処理剤	件数(件)	25	12	16	31	45
	金額(円)	25,500	21,900	23,400	49,400	63,600
生ごみ処理装置	件数(件)	64	60	75	169	177
	うち法人用	0	0	3	0	0
	金額(円)	1,033,100	843,600	2,513,800	2,384,600	2,734,300
	うち法人用	0	0	1,500,000	0	0
合計	件数(件)	100	74	98	224	245
	金額(円)	1,110,600	877,500	2,553,900	2,550,500	2,887,400

## (4) 粗大ごみ再利用事業

収集した粗大ごみの中から売却可能な有価物を修理・加工し、<sup>りさいくるかん</sup>利再来留館及び環境フェア等において展示、売却を行っている（平成10年7月から開始）。

年度 区分	29	30	元	2	3
来館者数（人）	5,960	5,128	5,723	127	2,688
購入数（件）	889	851	1,249	143	660
販売点数（点）	1,415	1,400	2,070	176	1,130
販売金額（円）	2,919,800	2,079,100	2,539,200	175,400	1,189,400

※令和2年度については、新型コロナウイルスの影響に伴い、令和2年4月7日から休館（クリーンセンターで2回実施した臨時販売会の実績を含む。）

※令和3年度は、新型コロナウイルスの影響に伴い、令和3年11月11日まで休館（購入数、販売点数及び販売金額は、市役所本庁舎で実施した臨時販売会実績を含む。）

## (5) ごみ減量・リサイクル協力店認定制度

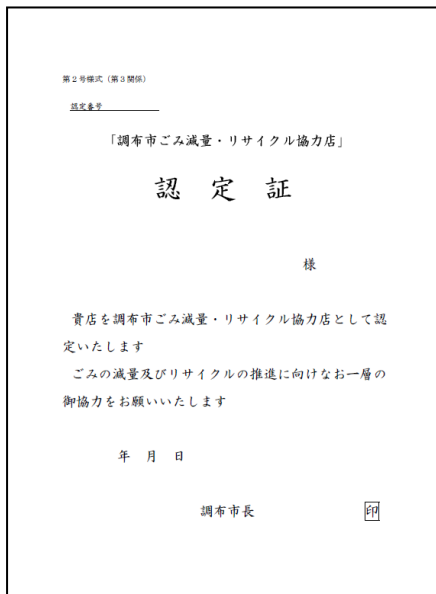
小売販売店からの認定申請を受け、ごみ減量・リサイクル協力店の認定要件を満たしているかを審査し、満たしている店舗には認定証及びリサイクル協力店ポスターを提供している（平成13年11月から開始）。

### ごみ減量・リサイクル協力店一覧（17店）

（令和4年3月31日現在）

店 舗 名	回 収 品 目			
	カン	牛乳パック	トレイ	ペットボトル
西友仙川店		○	○	
クイーンズ伊勢丹仙川店		○	○	○
京王ストア仙川駅ビル店		○	○	○
マルエツ国領店		○	○	
I n a 2 1 調布染地店		○	○	○
株式会社ダイエー グルメシティ神代店	○	○	○	○
フレッシュマーケット トップ深大寺店		○	○	
調布とうきゅう		○	○	○
コープみらい 西調布店	○	○	○	○
西友調布入間町店		○	○	○
コープみらい 柴崎店	○	○	○	○
ミニコープ緑ヶ丘店	○	○	○	○
スーパーオザム調布多摩川店		○	○	
キッチンコート西調布店（京王ストア）		○	○	○
イトーヨーカドー国領店		○	○	○
マルエツ調布店		○	○	○
株式会社AOKI成城店	不用となったスーツ、フォーマル、コートなどの回収			

(認定証)



(リサイクル協力店ポスター)



(リサイクル協力店認定要件)

リサイクル協力店認定要件

協力店として認定を受けることができるものは、次の各号に掲げる要件のうち、3以上の活動を実施している市内の小売販売店とする。

- (1) 商品の包装を簡易なものにしていること。
- (2) 使い捨て容器の使用及び販売を控えていること。
- (3) 紙パックの回収を行っていること。
- (4) 食品トレイの回収を行っていること。
- (5) 空き缶及び空き瓶の回収を行っていること。
- (6) レジ袋の回収を行っていること。
- (7) ペットボトルの回収を行っていること。
- (8) 買物袋の持参運動をしていること。
- (9) 量り売りの推進をしていること。
- (10) 環境にやさしい商品を販売していること。
- (11) リサイクル製品を販売していること。
- (12) 当該小売販売店が販売した商品で、購入者が不用になったものを回収していること。
- (13) その他、ごみの減量及びリサイクル活動として市長が認めるもの

## (6) 調布エコ・オフィス認定制度

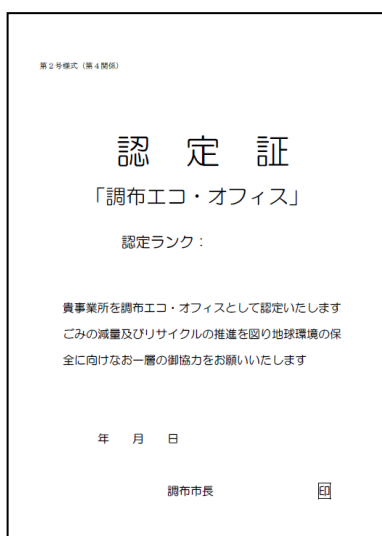
事業所等からの認定申請を受け、ごみ減量及びリサイクル活動への取組状況に応じて審査し、ゴールド、シルバー、ブロンズの3段階のランクに区分してエコ・オフィスとして認定する制度（平成13年11月から開始）

認定した事業所等には認定証及びエコシールを交付（29事業所）

（令和4年3月31日現在）

認定ランク	認定事業所	
ゴールドランク (15事業所)	アメリカンファミリー生命保険会社	鹿島建設(株)技術研究所
	富士フイルムイメージングプロテック(株)	(株)調布清掃
	斉藤倉庫(株)	調布郵便局
	共進倉庫(株)本社倉庫本館	(株)浜食
	(株)角川大映スタジオ	パルコ調布店
	白百合女子大学	ホッピービバレッジ(株)
	味の素スタジアム	調布とうきゅう
	アドバンスドソフトウェア(株)	
シルバーランク (8事業所)	(株)伊藤園調布支店	福祉作業所しごと場大好き
	(株)吉野清掃	(株)マルエス佐藤電気
	市野歯科医院	(株)三菱UFJ銀行調布支店
	なかや化粧品店	朝寿司国領店
ブロンズランク (6事業所)	(有)西調布増田屋	調布エフエム放送(株)
	深大寺そば組合（加盟店25店舗）	(有)関口商店
	染地小学校	きざき酒店

(認定証)



(エコシール)



## (認定基準)

## 調布市エコ・オフィス認定基準

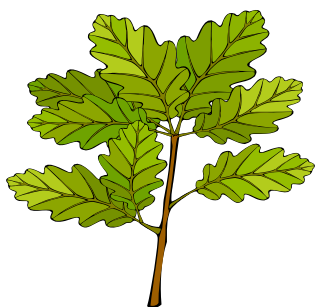
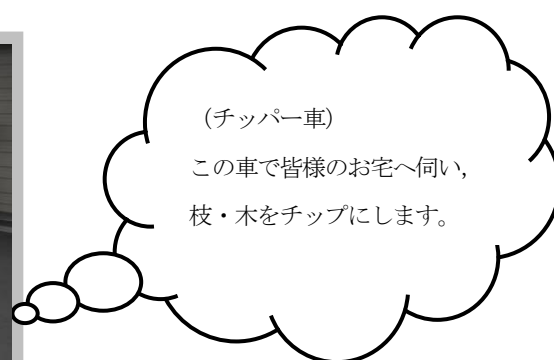
No	要件	
ごみ減量部門	1 ごみ減量化の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詰め替え製品を積極的に購入している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務用品などの紙の使用量を積極的に抑制している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両面コピーを実施している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封筒、メモ用紙の再使用を行っている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみ類を堆肥化又は分解消滅させている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみ類の水切りを励行している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境にやさしい容器又は包装材（リサイクルしやすい、リサイクルされた又は焼却時に有害物質を発生しない素材）の積極的な購入を図っている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙、プラスチック等使い捨て容器の購入や使用を自粛している。</li> <li>・ ごみの発生を抑制するため、材料を無駄なく使っている。</li> </ul>	
2	リサイクルの推進	
リサイクル部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き缶、ビン、新聞、雑誌、段ボール等を分別し独自のルートで資源化している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペットボトルを分別し、施設等へ自己搬入するなど資源化している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発泡スチロール類を分別し、資源化している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務所等に古紙回収ボックスを設置し、資源化している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンピュータ用紙等を資源化している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機密文書を資源化している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の集団資源回収活動に対し、敷地提供などの協力をしている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動で発生する資源物のリサイクルの推進を図っている。</li> </ul>	
3	再生品の利用促進	
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生紙や再生された商品の使用を積極的に行っている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコマーク商品・グリーンマーク商品などの環境保全商品の購入を促進している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告・チラシや事務用紙等への再生紙利用を積極的に行っている。</li> </ul>	
4	地球環境に配慮した生産活動の推進	
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球にやさしい製品づくりを推進している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生原料の利用を促進している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品の修理サービスを促進している。</li> </ul>	
意識啓発部門	5 ごみ減量化及びリサイクルに関する情報発信の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社内あげてごみ減量資源化の取組みをしている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社の広告チラシ等にごみ減量又は再資源化の呼びかけを行っている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対するごみ減量や環境保全に向けた社内教育を実施し、意識啓発をしている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全に関するイベントなどを実施している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社内にごみ減量や資源化を推進する委員会組織を設置している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理管理者を設置している。</li> </ul>	
	6	地球環境保全への協力
	例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の清掃など、環境美化活動に協力している。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域イベントに参加し、リサイクル啓発活動している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所周辺又は駐車場の清掃をしている。</li> </ul>		
7	その他この制度の目的に沿った事業活動	
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全に関する管理体制を事業所内に確立している。</li> </ul>	



## (7) せん定枝資源化支援事業

自らせん定した枝木の自家処理を促進するため、申込みのあった各家庭へせん定枝破碎・粉碎車(チップパー車)で伺い、枝木をチップにし、排出者に戻す事業を平成19年10月から開始した。平成26年1月から集合住宅・事業所も対象とした。

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
申 込 件 数 (件)	540	547	243	297	278
処 理 量 (kg)	62,954	62,453	34,273	49,451	41,033



## (8) 事業所資源回収支援事業

小規模排出事業所の廃棄物処理経費を削減できるよう事業所資源回収支援事業を平成20年度に開始した。本事業は、市と事業所が協働し、資源物のリサイクルが促進できる体制の構築を目的としており、商店会など4団体が活動している。

## (9) 家電製品の資源化事業

粗大ごみとして収集した家電製品の資源化を進めるため、金、銀、銅やレアメタルを含む電子基板やハードディスクなどの部品を取り出して、資源再生事業者へ売却した。

### ア 開始時期

平成22年11月（都内自治体で初めて）

### イ 対象家電製品

DVDプレイヤー、ビデオデッキ、プレイヤー、プリンター、ワープロ、電子レンジ、扇風機、掃除機

※ 粗大ごみとして収集した40cm以上の家電製品で、家電リサイクル法などの対象家電製品を除く。

### ウ 対象部品

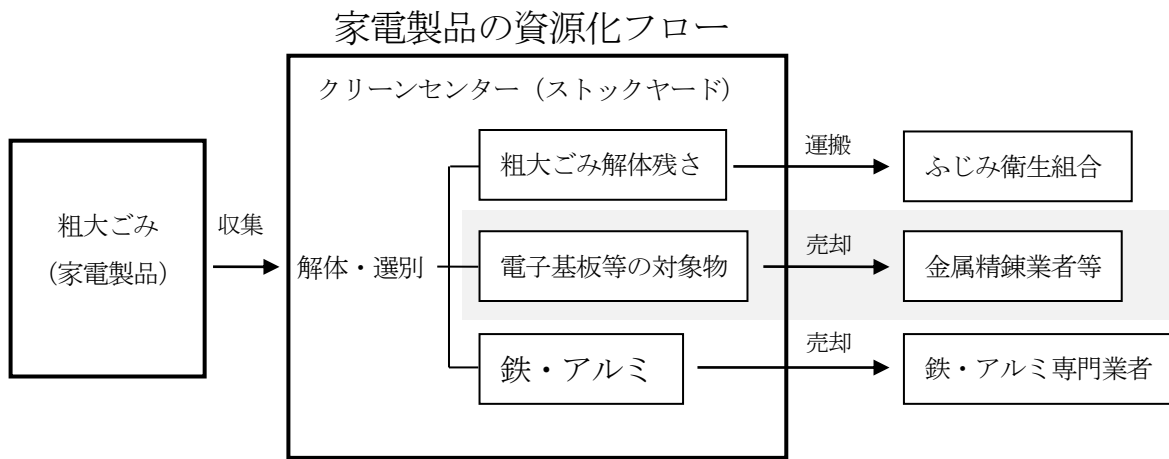
モーター、トランス、マグネトロン、電子基板、DVD読取部、ハードディスク、電源コード類、プラスチック、冷風機（素材別）

### エ 家電製品の取組実績

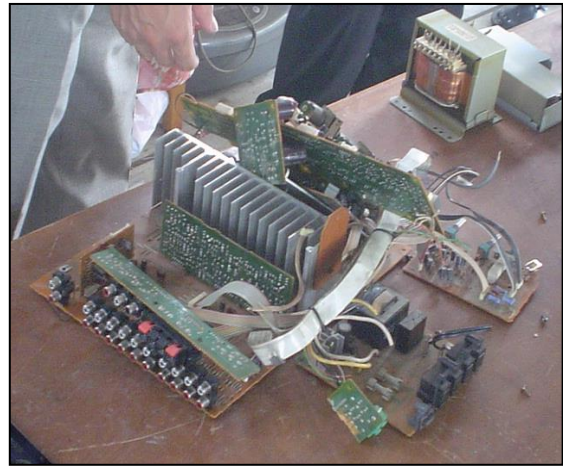
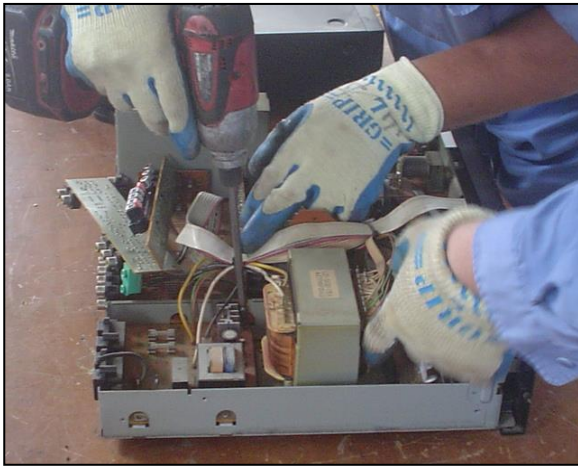
単位（重量：kg, 金額：円）

項目		年度				
		29	30	元	2	3
コード類	重量	4,960	4,530	5,450	5,992	6,070
	金額	273,791	217,512	167,611	120,824	108,350
モータートランス	重量	13,616	10,190	11,330	16,628	18,890
	金額	351,230	152,603	123,704	164,065	163,801
基板読取部	重量	4,590	3,510	4,680	4,965	4,820
	金額	156,221	75,621	29,172	23,633	18,656
ハードディスク	重量	339	346	400	610	620
	金額	20,845	14,729	8,058	6,116	5,269
金属樹脂	重量	13,200	10,200	13,390	11,460	12,250
	金額	42,769	14,098	1,364	0	0
プラスチック	重量	378	399	446	593	490
	金額	1,222	476	38	0	0
冷風機	重量	4,321	4,365	5,030	5,085	5,540
	金額	4,665	2,264	516	0	0
合計	重量	41,404	33,540	40,726	45,333	48,680
	金額	850,743	477,303	330,463	314,638	296,076

## オ 資源化の流れ



### ● 解体作業



### ● 売却する部品 (ハードディスク)



## (10) 使用済小型家電製品の拠点回収

使用済小型家電製品に含まれる有用金属の再資源化を推進するため、平成26年9月から市内3箇所の公共施設内に専用の回収ボックスを設置して拠点回収を試行的に開始した。回収した使用済小型家電製品を専門業者に引き渡すことにより、有用金属の再資源化を図った。

### ア 設置箇所（令和4年3月31日現在 6箇所）

平成26年 9月 調布市役所2階ごみ対策課窓口、神代出張所、クリーンセンター

平成28年10月 利再来留館

平成31年 2月 染地児童館

令和 2年10月 金子地域福祉センター

### イ 回収実績

区分	年度				
	29	30	元	2	3
回収量 (kg)	3,060	3,687	3,054	5,281	5,740
売払収入 (円)	144,348	183,166	127,076	116,182	126,280

### ウ 拠点回収の対象品目

使用済小型電子機器等の回収対象品目は、専用ボックスの投入口（横30cm×縦15cm）に入る大きさの小型家電製品とする。

回収する品目一覧	
1	電話機、ファクシミリ
2	携帯、ノートパソコン
3	タブレット型情報通信端末
4	ラジオ、ICレコーダ
5	DVDレコーダ、カメラ、ビデオカメラなどの映像用機器
6	CD・MDプレーヤー、ヘッドホン、補聴器などの音響用機器
7	USBメモリ、メモリーカードなどの補助記憶装置
8	電子辞書、電卓、電子書籍端末
9	電子体温計、電子血圧計、ヘルスマーターなどの計量・測定用機器
10	ヘアドライヤー、電気カミソリ、電動歯ブラシなどの理容機器
11	時計
12	ゲーム機など電子玩具及び電動式玩具
13	カーナビ、ETC車載ユニット
14	リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器などの付属品

使用済小型家電製品  
回収ボックス



## (11) 羽毛布団リサイクル事業

粗大ごみとして収集している布団のうち、リサイクル可能な羽毛布団を専門業者に引き渡し、再資源化を図っている（平成27年9月から開始）。

回収実績

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
回収量 (kg)	2,705.9	2,143.3	1,530.1	1,000.3	873.7
売払収入 (円)	116,355	108,537	345,585	272,624	260,645

## (12) 使用済みインクカートリッジ回収事業

ごみの減量と資源化を図るため、使用済みインクカートリッジの回収を行っている（平成30年4月から開始）。

### ア 設置箇所（令和4年3月31日現在 6箇所）

平成30年4月 調布市役所2階ごみ対策課窓口

平成31年2月 染地児童館

令和4年2月 調布市クリーンセンター、神代出張所、金子地域福祉センター、  
緑ヶ丘地域福祉センター

### イ 回収実績

区分 \ 年度	30	元	2	3
回収量 (kg)	85,446	60,956	80,159	89,210

回収ボックス



## (13) 家庭系一般廃棄物指定収集袋（LLサイズ）のばら売り

本庁舎ごみ対策課窓口、調布市クリーンセンター及び一部取扱店（現在33店舗）にて、家庭系一般廃棄物指定収集袋LLサイズ（可燃・不燃）のばら売りを行っている。

## (14) 組成分析調査

ごみ減量及び適正処理に向けた施策の基礎資料とするため、市内から排出されたごみの組成分析調査を実施した。（P. 119～121参照）

## (15) 粗大ごみ臨時販売

利再来留館が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館となり、再生品の展示・販売が出来ない状況下で再開への問い合わせや、臨時販売会の開催を要望する声が多数寄せられたことから、令和3年4月24日に市役所本庁舎1階駐車場にて粗大ごみリサイクル品の臨時販売を行った（来場者数：102人、販売件数：56件）。

開催にあたっては、検温の実施やアルコール消毒液及びマスクの着用、更にビニール手袋の準備等により、感染防止対策の徹底を図り実施した。

## (16) 使い捨てコンタクトレンズ空ケースの拠点回収

リサイクルが可能な使い捨てコンタクトレンズの空きケースを対象に、プラスチックごみの削減と資源再生の意識を啓発していくことを目的に下記場所にボックス（ボトル）を設置し、プラスチックごみの減量・リサイクルの推進を行うもの。（令和4年2月10日から）

設置場所

- ・本庁舎2階ごみ対策課窓口
- ・クリーンセンター
- ・中央図書館（分館10箇所含む）
- ・コンタクトのアイシティ店舗など



回収ボックス 回収ボトル

## (17) 小型充電式電池の拠点回収

小型充電式電池の誤った排出（「容器包装プラスチック」や「燃やせないごみ」への混入）を起因とした、廃棄物の収集運搬や中間処理時の発火事故等（車両含む。）の防止による、安定的なごみの収集・処理事業を目的に小型充電式電池の回収ボックスを設置し、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池の回収を行っている。（令和4年2月10日から）

設置場所

- ・本庁舎2階ごみ対策課窓口
- ・クリーンセンター
- ・市内の電器店などの回収協力店



小型充電式電池  
回収ボックス

対象電池：

リチウムイオン電池	ニカド電池	ニッケル水素電池
 Li-ion	 Ni-Cd	 Ni-MH
主な用途 ● ノートパソコン ● ビデオカメラ など	主な用途 ● 電動工具 ● コードレステレホン など	主な用途 ● 電動アシスト自転車 ● デジタルカメラ など

## 9 適正排出への取組

### (1) 適正排出の指導・管理

#### ア 不法投棄処理及びごみ排出指導の状況

(単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
不法投棄処理	473	281	195	285	226
排出指導	1,360	1,523	1,578	1,828	1,291

#### イ 不法投棄対策事業

定期的に重点警戒地域を中心にパトロールを実施したほか、不法投棄されやすい集合住宅のごみ置場や駐車場等を指導員が巡回し、不法投棄防止の看板設置等の対策を集合住宅の所有者・管理者に依頼した。

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
不法投棄禁止看板設置（件）	11	1	0	0	0
不法投棄禁止等シール配布（枚）	142	155	116	80	43

#### ウ ごみ置場の移動数及びごみ置場申請数

(単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
ごみ置場の移動数	15	26	6	8	21
戸建住宅ごみ置場申請数	398	420	427	440	457
集合住宅ごみ置場申請数	93	113	71	70	70
合計	506	559	504	518	548

#### エ 開発事業指導要綱に関するごみ置場協議件数

(単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
集合住宅	18	33	32	32	27

## (2) ふれあい収集

ごみ置場にごみを排出することが困難な要介護認定者及び障害者等を対象に、職員等が玄関先まで伺い収集を行っている（平成16年4月から開始）。

また、粗大ごみについても高齢者等を対象に職員が屋内から持ち出し収集を行っている。

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
家庭ごみ収集利用世帯（世帯）	294	318	348	371	372
粗大ごみ収集件数（件）	400	532	454	351	356

## (3) 資源物の持去り対策

資源物の持去り対策を強化するため、「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」の一部を改正し、平成27年4月1日施行した。

条例で禁止している資源物の持去り行為を防止するため、重点警戒地域を中心に計6回（令和3年4月28日、5月12日、7月14日、9月22日、令和4年1月12日、2月16日）早朝パトロールを実施した。



（単位：件）

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
注意書の交付件数	1	1	0	0	0
警告書の交付件数	0	0	0	0	0
命令書の交付件数	0	0	0	0	0



# 10 廃棄物減量及び再利用促進審議会

## (1) 概要

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第72条の規定により設置。市長が諮問する一般廃棄物の減量，再利用の促進等に関する事項について検討・協議し，答申（建議）するもの

## (2) 委員構成等

市民（4人），学識経験者（2人），市内で事業を営む者（4人），市内のリサイクル推進団体が推薦する者（4人）及び市職員（1人）をもって組織。男9人，女6人

## (3) 開催内容

審議会開催7回

(審議会)

回	開催日	主な検討事項
第1回	令和3年 6月24日	(1) 食品ロスの削減 (2) 令和2年度ごみ量について (3) 調布市事業系ごみアンケート調査結果（概要）について (4) 令和2年度第3回審議会でのご質問，ご意見シートの整理 (枝・草・葉，古紙類の資源化について) (5) 令和3年度審議会について
第2回	令和3年 7月19日	(1) 枝・草・葉の資源化 (2) 第1回審議会での追加資料に関する質問，ご意見シートの整理 (3) 次期一般廃棄物処理基本計画策定について (4) 令和3年度小中学生ポスター作品の募集について (5) 令和3年度ちょうふエコ川柳の募集について (6) エコフェスタちょうふについて
第3回	令和3年 8月27日	(1) 古紙類の資源化 (2) ザ・リサイクル（令和3年7月20日号 第87号）の発行 (3) エコフェスタちょうふについて
第4回	令和3年 9月27日	(1) 建議（案）について (2) 次期一般廃棄物処理基本計画策定について (3) 令和3年度小中学生ポスター作品・ちょうふエコ川柳の展示・投票について
第5回	令和3年 10月25日	(1) 建議（案）について (2) エコフェスタちょうふについて (3) 次期一般廃棄物処理基本計画策定について
第6回	令和3年 12月22日	(1) エコフェスタちょうふについて (2) 「さらなるごみの減量・資源化の推進について（建議）」の提出及び手交式について (3) 第2回一般廃棄物処理基本計画策定委員会について (4) ごみ減量啓発作品の審査結果及び表彰式について (5) ザ・リサイクル（令和3年11月20日発行 第88号）の発行
第7回	令和4年 2月17日	(1) エコフェスタちょうふについて (2) 調布市家庭系ごみ等詳細組成分析調査について (3) 令和4年度審議会について (4) 令和4年度一般廃棄物処理実施計画について

※エコフェスタ調布は令和4年度に延期

# 1 1 調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会

## (1) 概要

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく令和5年度以降の調布市一般廃棄物処理基本計画の策定について、市民と行政との協働による検討を行うため、調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会を設置するもの

## (2) 委員構成等

学識経験者（2人）、市民代表（2人）、市内大規模事業者（1人）、市内小規模事業者（1人）、市内清掃事業者（1人）、市内リサイクル事業者（1人）、調布市廃棄物減量及び再利用促進員（1人）及び市職員（1人）をもって構成。

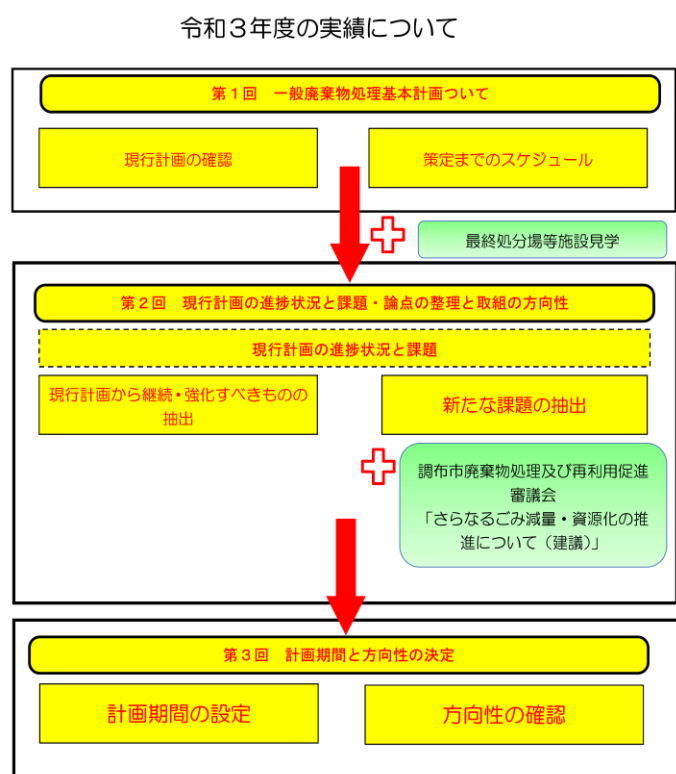
## (3) 策定委員会開催 3回

回	開催日	主な検討事項
第1回	令和3年 9月29日	(1) 現行計画の概要について
第2回	令和3年 12月17日	(1) 現行計画の進捗状況と課題について (2) 次期計画に向けた論点の整理と取組の方向性
第3回	令和4年 3月18日	(1) 論点のまとめと方向性の確認

※設置期間は令和3年度、令和4年度の2箇年とする。

## (4) 策定状況

一般廃棄物処理基本計画の概要説明及び最終処分場等への施設見学等を通じて、調布市の廃棄物処理及び再利用の現状について各委員の見識を深めた後、現基本計画の数値目標・個別計画ごとの進捗状況の確認と、それに関連する委員の意見、審議会からの建議、それらから導かれる課題現行の基本方針ごとの目標と実績に対する評価を行なった。そのうえで、次期基本計画の期間を令和5年度から令和12年度までの8年間と定めるとともに、次期計画における方向性を確定した。



## 1 2 廃棄物減量及び再利用促進員（略称「促進員」）

### (1) 概要

平成7年から、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第80条の規定により設置  
自主的な資源循環型まちづくりを推進するため、市民と市とのパイプ役として活躍していただく  
方（主に自治会や各種団体等から推薦された方、または、市民公募で応募した方）を「調布市廃棄  
物減量及び再利用促進員」として市長が委嘱している。

地域では、主に下記のことについて活動している。

#### ア ごみの減量・リサイクルの推進に向けての活動及びPR

各家庭における積極的なごみ減量とリサイクルの推進や、ごみの分別指導など

#### イ ごみ減量・リサイクル活動の参加・開催

ごみ減量キャンペーン等への参加や、地域清掃活動、集団回収の実施など

#### ウ ごみ対策課への地域情報の提供

不法投棄や古紙の持ち去りなどを発見した際、ごみ対策課への通報や、地域で困っているこ  
となどをごみ対策課へ情報提供する。

### (2) 定数等

社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と見識を有する者のうちから市長が  
委嘱する。定数は550人以内とし自治会等の各種団体からの推薦によるものとする。

（参考）第14期廃棄物減量及び再利用促進員

任期 令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

81人（令和4年3月31日現在）

### (3) 主な活動実績

#### ア ごみ減量キャンペーン

ごみ減量キャンペーン期間中に市内の大型スーパーマーケットへの来客者に対して、ごみ  
減量のPRとごみ減量啓発用水切りネットの配布を行うもの

※ 新型コロナウイルスの影響に伴い中止。

#### イ 促進員施設見学会及び懇談会

調布市廃棄物減量及び再利用促進員向けに、他市の資源化施設や環境センターを見学し、  
ごみ減量とリサイクル意識の高揚を目的として行うもの

令和3年度の見学先は、浅川清流環境組合（可燃ごみ処理施設）。

# 13 許可業者等一覧表（令和4年3月31日現在）

## (1) 一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者

No.		所在地	電話番号	代表者	許可区分					
					家庭系		事業系		し尿	浄化槽 清掃
					可燃系	その他	可燃系	その他		
1	(株)調布清掃	調布市深大寺東町	042-485-1166	梶原 良介	○	不燃系 家電	○	食り	○	○
2	(株)吉野清掃	調布市布田	042-483-6259	吉野 普郁	○	不燃系 家電	○	食り	○	○
3	斎藤商事(株)	西東京市東伏見	042-465-8548	斎藤 徳憲			○	食り		
4	太誠産業(株)	豊島区南池袋	03-3989-0098	瀬戸 康肇			○	食り		
5	栄晃産業(株)	三鷹市牟礼	0422-48-2235	鈴木 唯雅			○			
6	(株)トーホークリーン	渋谷区東	03-5466-8923	前川 佑子			○			
7	(株)エコ・エイト	世田谷区千歳台	03-3483-8081	須永 八十八			○	食り		
8	(有)古川新興	府中市是政	042-365-2231	古川 幸司			○			
9	(株)加藤商事	狛江市東野川	03-3480-5111	加藤 慎次郎			○	食り	○	○
10	志賀興業(株)	三鷹市新川	0422-47-1414	志賀 隆宏			○			
11	相模原紙業(株)	相模原市中央区南橋本	042-773-3508	鈴木 雅男			○			
12	(有)屋満登興業	三鷹市野崎	0422-30-9185	佐藤 圭一			○			
13	(株)フクヤサービス	調布市富士見町	042-488-4469	福谷 範雄			○			
14	(株)遠藤商会	川越市大字下赤坂	0492-66-9437	遠藤 孝一			○	食り		
15	(有)大星商事	稲城市矢野口	042-378-5378	星山 陽次			○			
16	(有)さとみ企画	府中市住吉町	042-363-6228	千葉 良仁			○			
17	(株)ジンダイ	川崎市幸区紺屋町	044-542-3756	今井 信			○			
18	(株)アクト・エア	愛川町角田	046-280-1112	富岡 康則			○	食り		
19	ムサン総合メンテナンス企業組合	調布市上石原	042-485-6344	立堀 佳男			○			
20	(株)ベエックス	稲城市大丸	042-378-2121	伊藤 伸夫		家電 (運搬のみ)				
21	(株)ジェイレック	練馬区関町南	03-3594-0597	加藤 裕之			○			
22	(株)エコサイクル	あきる野市下代継	042-533-2471	小川 雄大			○			
23	環衛サービス(株)	三鷹市大沢	042-489-4400	中島 文美恵			○			
24	(株)リブテック	調布市小島町	042-481-6327	中野 正剛			○			
25	(株)東武産興	川口市上青木西	048-257-4100	近藤 和昭			○			
26	(株)五洲管財	調布市布田	042-488-7300	栗原 廣貴			○			
27	(株)オリエントサービス	杉並区上高井戸	03-3306-1638	小澤 雅也			○			
28	(有)モリヤ	調布市深大寺東町	042-488-1750	守谷 尚臣			○			
29	(有)エースクリーンサービス	調布市佐須町	042-485-1871	甘利 敦			○			
30	エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷	03-5410-3627	小池 信行				実験動物		
31	(株)ジャパンサービス調布支店	調布市西つつじヶ丘	042-481-9857	時田 雅利			○			
32	(株)武翔総合管理多摩支店	調布市深大寺東町	042-498-4969	鈴木 慶一郎			○			
33	(株)拓進総合管理	調布市飛田給	042-490-7161	藤森 秀樹			○			
34	比留間運送(株)	武蔵村山市中央	042-565-1336	比留間 宏明			○			
35	セントラル企画(有)	練馬区関町東	03-5927-5230	江澤 博之			○			
36	(有)府中衛生社	府中市分梅町	042-361-6317	永井 雅美			○			
37	(株)永野紙興	大田区城南島	03-6410-8753	迎 康行			○			
38	内外サービス(株)	調布市富士見町	042-481-2881	中島 茂雄			○			
39	(株)田邊商店	立川市一番町	042-520-0075	田邊 力			○	食り		
40	(株)東緑化	八王子市美山町	042-659-0618	佐藤 恵也				剪定枝		
41	多摩興運(株)	多摩市乞田	042-374-2415	小磯 トシ			○			
42	(有)菅原建設	調布市小島町	042-490-6064	太田 聡則			○			
43	(株)ナビック	大田区西蒲田	03-6410-4046	滝本 良太			○			
44	(株)アクセルオン	横浜市中区長者町	045-306-6681	志茂 学			○			

## (2) 資源物地域集団回収業者登録一覧表

	登録業者名	住 所	電話番号	古紙類	鉄類	ビ ン 類	アル ミ 類	古 布 類	牛 乳 パ ッ ク 類
1	北 原 商 店	181-0005 三鷹市中原3-4-1	0422-44-9209	○			○	○	○
2	高 橋 商 店	182-0034 調布市下石原1-13-3	042-482-9340	○			○		○
3	井 上 商 店	182-0023 調布市染地3-1-18 多摩川住宅は12-501号	042-483-7580	○	○		○	○	○
4	大 月 紙 業	182-0014 調布市柴崎2-13-1 LH調布つつじヶ丘2-108	042-481-0696	○	○		○	○	
5	小 川 商 店	182-0033 調布市富士見町3-6-12	042-486-4894	○			○		○
6	倉 澤 商 店	206-0812 稲城市矢野口59-7	042-378-0175	○			○		
7	有 限 会 社 松 本 商 店	157-0067 世田谷区喜多見5-14-18	03-3415-1052	○	○		○	○	○
8	株 式 会 社 山 田 洋 治 商 店	178-0062 練馬区大泉町1-28-40	03-3921-2023	○					○
9	佐 藤 商 店	181-0015 三鷹市大沢4-16-12	0422-31-6451	○	○		○		○
10	丸勝梱包運輸有限会社	252-0239 相模原市中央区陽光台4-30-5	042-774-4526			○			
11	有 限 会 社 大 興 資 源	224-0057 横浜市都筑区川和町255-4	045-929-4811	○			○	○	○
12	株 式 会 社 田 邊 商 店	190-0033 立川市一番町5-5-1	042-520-0075	○	○	○	○	○	○
13	元 町 再 生	182-0017 調布市深大寺元町1-11-1 深大寺町市街地住宅413号	042-481-8132	○	○		○	○	○
14	株 式 会 社 大 久 保	116-0014 荒川区東日暮里1-40-5	042-361-7149	○			○	○	○
15	株 式 会 社 東 武 産 興	333-0845 川口市上青木西1-18-21-801	048-257-4100	○				○	○
16	株式会社 イズミ環境マテリアル	186-0012 国立市泉4-7-2	042-575-2701	○	○	○	○	○	○
17	株 式 会 社 市 川 商 店	179-0085 練馬区早宮3-12-18	03-3992-6136	○	○		○	○	○
18	株 式 会 社 伊 藤 国 商 店	184-0012 小金井市中町1-14-41	042-383-7082	○	○		○	○	○
19	むさし野紙業株式会社	182-0035 調布市上石原2-2-4	042-440-1921	○				○	○
20	株 式 会 社 高 岡	166-0001 杉並区阿佐谷北4-28-15	03-3337-6400	○			○	○	○
21	合 同 会 社 イ ッ ソ ー	182-0036 調布市飛田給3-42-77	080-1086-3855	○	○	○	○	○	○
22	株 式 会 社 南 紙 商	224-0026 横浜市都筑区南山田町4625-1	045-594-3831	○			○	○	○
23	仲 村 商 店	190-0033 立川市一番町4-30-1-304	080-5474-6968	○	○		○	○	○